

# 樹々のみどり



1976

京都大学同学会



## インターナショナル

1. 起て 飢えたる者よ 今ぞ日は近し  
 覚めよ 我がはらから 暁は来ぬ  
 暴虐の鎖断つ日 旗は血にもえて  
 海を隔てつ 我ら かいな結びゆく  
 いざ闘わん いざ 奮い起て いざ  
 あゝインターナショナル我等がもの } ( refrain )  
 あゝインターナショナル我等がもの
2. 聞け 我等が雄叫び 天地轟きて  
 かばね越ゆる我が旗 行く手を守る  
 圧政の壁破りて 固き我がかいな  
 いまぞ高く掲げん 我が勝利の旗

refrain

## ワルシャワ労働歌

暴虐の雲 光をおおい 敵の嵐はあれ狂う  
 ひるまず進め 我等が友よ 敵の鉄鎖を打ち碎け  
 自由の火柱輝しく 頭上高く燃えたちぬ  
 今や最後の闘いに 勝利の旗はひらめかん  
 起て はらからよ ゆけ 闘いに 聖なる血にまみれよ  
 砦の上に我らが世界 築き固めよ勇ましく

# 樹々のみどり



1976

京都大学同学会



あいさつ

新入生諸君へのあいさつ  
寄稿 樹々の縁へ

同学会中央執行委員会委員長 山崎 貫

京都大学総長 岡本道雄

基調報告

情勢の基本的指標とわれわれの任務  
大学再編の現状と我々の任務、闘い

村 圃 都 士 夫

同学会書記局

特別アピール

あらゆる政治思想処分を打砕こう！

東北大学全教養部連絡会議  
東北大学教養部自治会臨時執行部

各学部自治会、戦線および部局よりのアピール

情勢そして任務

新入生諸君へ

刑法改「正」・保安処分新設を阻止し、現行保安処分・治安管理体制を打ち砕け！

農学部自治会常任委員会

理学部 共闘会議

京大現代法学研究会

経済学部同好会常任委員会

工学部自治会常任委員会

4 6 7 10 14 15 16 17 19 20

日帝のアジア侵略・人民収奪・国内再編と総対決せよ！  
新入生諸君へ

医学、医療を人民の側へ解体せよ！

WARNING PART II

アピール

あらゆる制動はねのけ、76学費値上げ阻止斗争に勝利せよ！

新しき者たちへ、新しきを期して！

プロレタリア国際主義と組織された暴力を！

闘いのことばの獲得に向けて

部落解放を学生の課題に！

特集——再建同学会概史

一、同学会の再生

——資料 同学会再建宣言

二、再建同学会の歩み

三、同学会この一年

四、同学会日誌抄

規約

京都大学同学会規約・京都大学教養部学生自治会規約

会費納入説明

医学部自治会執行委員会	21
医学部闘争委員会	21
現代教育学部自治会執行部	23
現代教育学部常任委員会	23
文学部友会常任委員会	25
文学部闘争委員会	25
教養部 共闘実行委員会	26
教養部ストライキ実行委員会	26
吉野田寮自治会	27
熊野田寮自治会	27
同学会 国際部	29
同学会 文化部	30
医学部・部落解放研究会(準)	31
樹々のみどり編集委員会	31

同学会会計部	53
	60
	46
	41
	36
	35
	33



75年度後期同学会中央執行委員会委員長  
山崎 眞

新入生諸君の中には、「やっと大学に入った」と卒直に喜んで  
いる人も、また、もう少し醒めた気持ちでいる人もあるかと思いま  
す。

いずれにしても、社会に生起する様々な問題に対して真摯に臨  
もうとする限り、大学が諸君の予想以上に、大きな矛盾の渦中に  
あることに、早晩気づかれることと思います。

例えば、京大の一隅に「東南アジア研究センター」という研究  
施設があります。ここでは、アメリカ帰りの教官達によって、極  
めて「近代的」「先進的」な方法による研究が行なわれています。  
ところが、その研究たるや、「三井銀行」を始め、独占資本・侵  
略企業からの「献金」によって支えられ、CIAや東南アジア各  
国の反動独裁政権と癒着し、「いかにうまく経済侵略をするか」  
を唯一の目的とするものなのです。

いままでもなく、このような問題の根源は大学の枠内に求めら  
れるものではありません。この東南ア研にしても、現下の「イン  
フレと不況の同時進行」という構造的危機の中で、帝国主義者達  
が、南朝鮮・東南アジアへの侵略強化を自らの延命のために推進

するといふ、日本帝国主義の全体としての動向の一環に他ならな  
いのです。

学費値上げを始め、公共料金の軒並み値上げや税金の強化に  
より、危機を労働者大衆へ押しつけ、天皇制の全面的登壇を擬子  
に、労働者人民を再び侵略反革命戦争にかりたてようとする攻  
撃に対して、労働者・農民・被差別大衆の闘いはまさに燃えひろ  
がるうとしています。

学生の運動は、これら労働者人民の闘いと思想的にも実践的に  
も結合しなければ、一部の諸君の運動がそうであるように、単な  
る学生という特権的な身分を擁護する運動になり下がってしまう  
でしょう。そのような運動は、反動的なものになりこそすれ、何  
ら歴史の進歩に寄与するものとはなりません。

更に、現在アメリカ帝国主義とソ連社会帝国主義を中軸にして  
世界再分割戦—第三次世界大戦の危機が急速に深まり、また日米  
帝が国際的な軍事同盟の強化のもとで、一層の侵略反革命に乗り  
出そうとしている時、朝鮮人民の反朴反日統一闘争を始め、民族  
解放—社会主義革命と連帯し、日帝の侵略反革命戦争の野望を打

砕くこと、このことを、我々日帝本国人民のしかも「帝大」—京  
大の学生の責務として受けとめねばならないでしょう。

入学にあたって、新入生諸君もそれぞれに抱負をもっていろ  
とでしようが、このような情勢の激動に正面から立向かうこと抜  
きには、いかなる真剣な生き方も無いことを新入生諸君がはっき  
りと抱えた時、そのような時にこそ、我々は新入生諸君を真に歓  
迎するでしょう。



さし絵は、すべて中国解放戦争期の木版画、  
リノカットで、一九四六年秋、上海で開かれ  
た中華全国木版協会による「抗戦八年木刻展」  
に出品された作品である。

京都大学総長 岡本道雄

諸君は目的とした京都大学に見事入学され心から喜んでいて  
と思つ。

しかし、これまでの受験勉強では京都大学に入学することが大目  
標であつて、京都大学に入学してから如何なる生活を送るかとい  
うようなことは考えたことが少ないと思つ。

人それぞれの道があり、私と雖も今諸君にこうしなさいと指示出  
来るものを持つてゐる訳ではないが、入学後の暫くの間でも、自  
分自身で大学に來たことの意味と京都を選んだことの意義につい  
て考えておいて欲しい。

これから4年あるいは6年は長いようであるが、実際は一瞬に過  
ぎ去つてしまふ。京都大学を、京都を選んだからには、本當に京  
都大学に触れ京都に住むことが大切で、京都大学に触れる方法  
としては勉強すること以外に道がないことを思い知つておいて欲

しい。諸君が勉強すればする程、この京都大学の真価がわかつて  
来る筈である。京都大学を形成している学問の大きさに触れるに  
は並大抵のことではないが、せめてそれを手感し得るだけのとこ  
ろまでは達して欲しい。

古都千年などと簡単に言うが、一〇〇〇年間都であつたといつて  
どの重さは並々のものではない。すべての偉大な先人がそうであ  
つたように、二十才前後の一時を過てす土地はその人の一生を支  
配するものである。

京都大学を、京都を選んだ諸君がその入学に当たり、暫くでもこ  
のことを考え自らの魂に誓つとるがあるならば、何卒その誓い  
を忘れぬよう努力して欲しい。思慮なく過てすには余りにも勿体  
ない環境であり人生の一時である。

### 情勢の基本的指標とわれわれの任務

村 田 都 士 夫

一九七五年、ベトナム・カンボジア革命は世界史の新しい段階  
を画したといわれるが、そのゆえんはいつたどこにあるのだら  
うか。以下の論考はそのようなベトナム・カンボジア革命の意義  
を明らかにし、またそれによつて戦後世界と呼ばれる歴史の段階  
の趨勢を概観し、またその根拠を分析し、そのような歴史的规定に  
おいて、日本帝国主義の国内再編の動向は如何なる形をとるのか  
ということに対する指標を与えようとしたものである。

まず、ベトナム・カンボジア革命の意義は、アメリカ帝国主義  
を覇主とする戦後帝国主義世界支配体制の崩壊をもたらしたこ  
とである。戦後世界は、一方でアメリカの主導のもとにつくられた  
国際通貨体制を軸とし、他方で、第三世界からの擄取・収奪を  
もとにして、その支配体制を維持してきたのである。まさにこの  
体制の崩壊は、帝国主義支配の没落が必然であること、民族解  
放・社会主義革命の勝利が不可避であることを示している。  
国際通貨体制とは何か。それは、一九三〇年代において、各国  
経済のブロック化が、帝国主義間戦争（その本質は、世界の再分  
割戦である）をもたらしたことを教訓化した帝国主義が、自己の

延命のために発足させた、ドルを基軸とした通貨体制である。こ  
れは安定為替レートの設定を通じて、国際収支の不均衡を是正す  
る役割をIMFが担うということを柱としていた。しかも安定為  
替レートの維持のため各通貨をドルにリンクさせ、金一オンスII  
三五ドルの信用を基軸として、ドルを国際通貨（金IIドル本位制）  
としてもちいたのである。これは何よりも、アメリカのドルの信  
用を基軸とするものであり、圧倒的な金保有量と、復興援助を通  
じた世界中へのドルの投入をその前提としていた。しかし、この  
超大国アメリカが帝国主義による新旧植民地支配体制維持のため  
に、ベトナム、カンボジアをはじめとするカイライ政権にどれほ  
どのドルを投入しよう、第三世界人民の闘いの前にアメリカ帝  
国主義は敗走せざるを得なかつたのである。

アメリカにおける経済の軍事化は、アメリカの貿易収支の悪化  
をもたらし、一九七一年ニクソン新経済政策を必然化した。金  
・ドルの交換停止、アメリカの輸入制限等の様々な措置は、戦後  
帝国主義支配体制の統一的基礎であつた国際通貨体制の崩壊を意  
味したのである。

さらにベトナム・カンボジア革命の勝利は、帝国主義の新植民

地体制をより一層動搖させ、民族解放・社会主義革命の不可避性を示した。

戦後、帝国主義は膨大な過剰資本を第三世界に投資し、六十年代にみられた一次産品の価格の長期低落、工業製品の価格の上昇に端的にあらわれているように搾取・収奪によって莫大な利益を得ていたのである。つまり帝国主義の繁栄は、第三世界人民からの収奪という基盤なくしてはありえなかつたのである。まさにベトナム・カンボジア人民は、このような帝国主義の植民地主義を打倒する突破口を切り拓いたのである。

この世界の趨勢に対して帝国主義はもはや戦争的手段による第三世界人民の闘いの在殺以外の手段をもたない。しかし直接的軍事介入こそは、ベトナム人民の闘いが示しているように、帝国主義崩壊への道でしかないのだ。現代が「革命が戦争をおしとどめるか、戦争が革命を惹き起こすしかない」というのは、このことを言っているのである。

現在、帝国主義の支配下にある国においては、帝国主義によってつくられた反共軍事政権がベトナム革命が進行する中で「アメリカ離れ、中立化」のポーズを装ってはいるものの、これらの国においては封建的土地所有の矛盾はさらに深められ、都市に流出する農民が失業者として街頭にあふれ、そのために外資導入はかかるが、それがさらに対外隷属を深めるといふ結果になっている。この矛盾は、労働者のストライキの続発、共産主義の普及、農村の解放区の拡大を生みだした。これによって、ASEAN諸国は再び、本年二月のASEAN外相会議において、「西側」との

との関係を維持しながら、インドシナと距離を置くという基調にみられるように、「アメリカ離れ、中立化」のポーズは放棄され反共諸国内部は急速に「極分解」をげつつある。

ベトナム・カンボジア革命は、更にまた民族解放・社会主義革命、世界革命にとり、誰が味方であり、誰が敵であるのかを明らかにした。インドシナ三国（ベトナム、カンボジア、チオス）はインドシナ人民最高首脳会議を開き、「インドシナ人民は正義の事業のためにたたかっている。我々には正しい路線があり、ゆるぎない決意に燃えている。我々はつちやぶることのできない団結をうちたてている。」とインドシナ三国人民の団結を確認した。また一昨年末のベトナム、カンボジア共同声明は、パレスチナ人民、アフリカ人民をはじめとする、第三世界人民との団結を強調し、年明けよりの大攻勢の大きなテコとなるものであった。

特筆すべきなのは、昨年四月のベトナム革命の全土解放の最中の朝中共同声明である。その内容は、(一)朝中両国人民の団結と双方の社会主義建設・継続革命の評価、(二)朝鮮の自立的祖国統一支持、(三)第三世界人民の闘いと団結を確認したことである。このように朝中共同声明が社会主義下での継続革命をおしすすめ、世界革命の根拠地たらんとし、あらゆる朝鮮南北分断に反対する立場をとり、南朝鮮人民支援をかかげていることは、アメリカ帝国主義と朴政権を震憾せしめた。またこの朝中共同声明に対する評価は日米帝の朝鮮侵略に際する試金石となることであろう。

一方、中・朝・インドシナ人民の団結に対して、一九七〇年

ン・ノル政権を承認し、カンボジア人民に敵対したソ連社会帝国主義は、「アジア集団安保」構想をふりまいている。しかしこれは、この間のソ連帝の台湾を国家とみなす発言、ソ連艦隊の台湾海峡通過、「韓国」への接近(文化)交流、呼称「大韓民国」の使用、双方政治家の接近)にみられるように、朝鮮南北分断、「二つの中国」策動であり、ひいては民族解放・社会主義革命への圧殺策動である。具体的にはアメリカが、朝鮮を承認するかわりにソ連が南朝鮮を承認するという「クロス承認」策動(南北分断固定化が、「集団安保」構想の中で出てきている。アジアにおけるソ連社会帝国主義の役割は、きわめて犯罪的なものである。

以上のようなベトナム・カンボジア革命による戦後世界の崩壊という段階に規定されて帝国主義は、アジアにおいて何を画策しているだろうか。日米帝国主義は、ベトナム革命の朝鮮半島への連動、反朴抗日祖国統一の闘いの昂揚と、朝鮮統一革命による権益の喪失を恐れて、朝鮮侵略戦争を策謀している。ベトナム解放後の五月シュレジンジャー米國務長官は、ポストベトナムの戦略構想において、日・韓・西独の防衛に核も辞さないと言明した。また八月三木訪米における新韓国条項の確認は、日米の朝鮮侵略と、南北分断が帝国主義の延命の道に他ならないことを示している。そして韓国内においては、反朴抗日祖国統一の闘いを強権的に圧殺し、一方で「北の南進」を容認することによって、内部矛盾を隠蔽し、総力安保体制の構築に朴政権は向かい、日米韓反革命軍事体制の完成をはからんとしているのである。

これに対し、昨年十一月ソウル大生の決起にみられるごとく南朝鮮の学生、知識人の闘いは決して朴の残虐な弾圧に屈することなく、おし進められている。

以上の動向に対し、日本帝国主義は、まさしく国内再編を侵略に向けた再編としておしすすめている。現在の不況とインフレの同時進行という危機・矛盾に対し、日帝、ブルジョアジーはその矛盾を労働者人民に転化し、さらには排外主義を煽動して、人民を侵略にかりたてていこうとしているのである。

最近とみにみられる企業防衛の名の下に行なわれる賃上げ要求の圧殺は、まさしく「国家防衛」に直結するものである。とりわけ日本にとって莫大な権益がある韓国における斗いの高揚は、日本における革命と反革命の分岐を鮮明にしつつあるのである。日帝は、きたるべき朝鮮侵略に向けた国内再編を具体的にすすめてつづける。五一年度政府予算案にみられるように、すでに「福祉国家」の仮面さえかきかぶりすて、大衆からの税収奪、赤字国債の多額発行、公共料金部門における受益者負担の原則による何重もの収奪によって財源を確保し、一方で公共事業部門投資、輸銀の融資枠拡大・プラント輸出倍増等によって景気回復をはからんとしているのである。

また一方では、一昨年の十・三一狭山差別裁判における石川氏に対する寺尾による差別有罪判決にみられるように、昂揚する部落解放運動、労働者、学生、部落大衆の共同闘争の前進を圧殺し、部落差別をさらに階級闘争のしすめ石とすることをもくろんでいる。また、昨年あらわれた差別文書「特殊部落地名総鑑」は、現



在の状況の中で、企業防衛意識と、不況における合理化ののり、部落差別をさらに強化せんとする意図をもったものであり、日帝の国内再編にみあった攻撃の一つである。

また教育部門においては、学費値上げ、処分攻撃等、中教審路線のさらなる貫徹による、侵略に向けた教育再編がすすんでいるといえるだろう。

このような侵略に向けた国内再編の動向の中で、明確に日帝の補完物となっているのが日本共産党である。かれらは「救国と革新の国民的意図」などという、右翼まがいのスローガンをかけ、日帝の危機に即応して、その危機の突破を日帝とともに日帝の左足として果敢としているのである。かれらの反暴力キャンペーン

## 大学再編の現状と我々の任務、斗争

同 学 会 書 記 局

〔中教審答申の目ざすもの〕  
全ての新入生諸君、  
諸君らが、入学せんとしている大学といったものは、もはや単なる「最上府」という名を冠される「学問の府」でもなければ、

ンは、権力の過激派作り、地域治安管理体制と軌を一にし、また一方で、八鹿高校教育差別事件にみられるように部落解放同盟に対する攻撃の中から、部落解放運動を圧殺し、融和主義の潮流を部落解放運動の中に形成している。  
いまや、われわれが現在の日帝の朝鮮侵略という事態を前にして、とる態度は侵略阻止を揚げるか、侵略に加盟するかのいずれかであり、それによって革命と反革命の分岐が鮮明となるのである。そこでわれわれは今こそ侵略反革命阻止を掲げ、朝鮮侵略反革命、自衛隊の朝鮮出兵を阻止する陣型を構築していかなければならないのである。

学生と教職員が連合して管理するユニオンでもない。70年代の産業再編の中で、あるいは大量の学生の存在といった中で、労働力商品再生産構造に完璧に組みこまれ、なおかつ（資本にとって）全体としては、その「閉鎖性」の故に十全な機能を果たし得ない。そういうものとして現在の大学はある。であるからこそ、帝国

主義―E共はより強く様々な形をとって、大学再編の攻撃をかけて来るのだ。73年筑波大学開校強行は、まさに全国大学再編のメルクマールとしてあった。一般に「開かれた大学」というキャッチフレーズをもって（階級社会の鉄則からして、人民に開かれるわけがなく、資本家の方に開かれている）登場した筑波大学は実に、71年中央教育審議会「略して中教審」の最終答申（それまでの答申も含め）の実体化モデルケースとしてある。筑波―中教審路線の意図するものは何か。それは第一には言うまでもなく、65年日韓条約以降、アジアとりわけ南朝鮮、東南アジアへ本格的な経済侵略を開始した日本帝国主义が、他の帝国主义との競争に打ち勝ち、同時に国内産業構造の再編をなしとげるためのひとつの重要な環としての教育部門の再編。第二には、権力―E共による大学支配の徹底、あるいは大学内権力を強化することによって一定の大学の自治といたしたもの、とりわけ学生の自治を根底から奪いさらうとするのである。（我々は一般的に「大学の自治」を守れと主張するのではないが、少なくとも現在、権力―E共に対決せんとする我々の立場から見ても「大学の自治」は全否定されるべきものだとは考えない。）

具体的には、第一点について見れば、「社会の要請にみ合った教育・研究」の名の下に、①大学の多様化、目的別化がなされ、（ちなみに、旭川医大、浜松医大などが筑波大（総合大）開校と同時に開校され、来年度に於いては兵庫に教育養成大学が開校せんとしている）②教育と研究が分離され、③一般教養が無視され、専門的部門が強調される等、徹頭徹尾資本家の意図の下の再

編成が画策されているのである。第二点に関しては、現行の学部（教授会）自治を解体させ、学長―副学長―各局部（答申では学群）長の統制、権限を中央集権的に（簡単に言えば企業と同じ）強化せんとしている。加えて教官、学生に関しては各個人に分断し、教官の選考、業績評価を厳格化（もちろん資本にとってである。筑波大においては中国語科の講師が思想偏向の理由で、再任を拒否されている）し、69年大学斗争の総括として、日「共」―民青、右翼秩序派学生に關しては一定自治権を与え、管理機構（学内答申機関）の中へ組み込むとともに、「暴力」学生（E共）に都合の悪い人間は皆こうなる）に対しては学生処分をはじめとして徹底した弾圧をするのだ。（中教審22回答申―70年9月―「学生の地位と役割」参照）

〔大学再編攻撃の現段階〕  
この大学再編―全国大学の筑波化―は、70年代にはいつての第三世界諸国民の民族解放―社会主義革命戦争の歴史的勝利に規定された世界帝国主义、とりわけ弱い環である日本帝国主义の構造的危機の深化の中で一定停滞を余儀なくされている。だが、しかもそれは全国大学の一挙の再編ができにくくなったという意味であって、移転、統廃合を契機とした再編、更に学生の自主的活動に対する弾圧（とりわけ政治、思想処分としての学生処分）は、日本帝国主义が危機に喘いでいるだけにより一層露骨にかけられる。そのもっとも尖端的な攻撃を受けている東北大学の場合を一例として見てみよう。東北大に於いては昨年、八月二十日二名

退学、六名の無期停学、十一名の実名での警告という処分が強行された。(実名での警告は、日常茶飯事らしいが)この処分理由は、大学当局よりかけられたサークル解体攻撃に抗して、サークル棟の自主管理斗争を展開した為なのである。大学当局は教養部の全学生と専攻にも父兄に対して事の本質(サークル活動を担う先進的學生が、「サークル」BOX要求、自主管理要求をしていくこと、当局がそれに対して再三に渡って宮城野警、機動隊を導入し、権力・教職員を使って學生にテロ、リンチを行なっていること)を一切隠蔽して、「過激派」學生、「暴力」學生キャンペーンの文書を送付している。このような學生処分(政治思想処分攻撃、學生の自主活動に対する弾圧をはじめとして、東北大では筑波化が着々と進行していた。その直接の契機は73年の移転である。72年学費値上げ阻止斗争の高揚に対して、大量の退学、無期停学、五百名にのぼる留年処分攻撃によって忒えた東北大当局は、移転に際して、建物の構造を根本的に変更した。即ち、講義棟、研究棟といった形で、「研究と教育の分離」、管理支配体制強化を建物の上からも強行したのである。學生は人気がない山の上の講義棟と生協と下宿を往復するだけ。教官は研究棟と授業の際の講義棟を往復するだけである。そして學生の自主的活動までも叩きつぶし、先進的學生がそれに抗議するため、クラスでアップीलやピラマキ、あるいは教官追及を行えば、管理棟(構内のもっとも見晴しの良い場所にある)から教職員が列を組んでおしかけ(これを東北大の學生は、学内機動隊と呼んでいる)、授業妨害」と称して、テロ、リンチによって排除し、その後実名

の侵略セミナーを強行した奴らはこのようなことを言っている。「東南アジアの低賃金労働力の利用が急務である」、「日本の援助がないと東南アジアは自立できない」。まさに、日帝・閩西財界の侵略に東南ア研は直接加担しているのだ。更に、東北大と似た攻撃としては教養部の40番教室解体策動がある。現在サークル活動の場となっている40番教室を破壊せんとしたのである。

〔社会排外主義者、日「共」―民青の役割〕  
我々はこうした大学再編攻撃を見る際に、日「共」―民青の醜悪な姿、権力―当局への「左」からの補完を忘れる事はできない。彼らは、「当局は暴力集団に殺然とした態度を取れ」と叫び立てながら學生処分を公然と要求し、又、ある時は自ら権力―警察に告発、告発、タレコミを行って来たのだ。(京大素子にかけられた6・25弾圧。狭山差別裁判糾弾斗争に対して、自らの破産隠蔽のために九州大、鳥根大での告発) 自らの党派の勢力拡大の為に、平気で先進的學友を当局、権力に売り渡す。まさに東北大において彼らの果たしている役割りは、右翼「勝共連合」と同質のものである。彼らのその行為からすれば、当然大学再編攻撃と闘うという方向性はでない。(彼らが學生処分粉砕を闘ったということはない) 現在、全国の大学にかけられている學生処分攻撃に関しても彼らは例外なく処分指導者としての役割を担っているのだ。我々は断固として、日「共」―民青を糾弾、粉砕して行かねばならない。

入りの警告処分が出されるのである。更に特筆すべきなのは、東北大当局職員がこのような弾圧の中心的部分は右翼勝共連合だということである。これが、全国大学再編攻撃の最も先端的な攻撃を受けている東北大の現状であるが、それ以外にも、學生処分攻撃、政治思想処分をかけられている大学は数知れないのである。九州大(日常的に私服刑事がクラスの中に入れてきて學生にテロを加える)、鳥根大、花園大、大阪大、千葉大、山形大などの各大学で様々な形で學生運動弾圧の為の學生処分攻撃がかけられている。

〔京大における大学再編攻撃の状況〕  
この京大も決して例外ではない。むしろ攻撃としてはより強いものであったかもしれないが、我々の闘いの成果によって、一定許していないだけなのである。71年、埼玉県朝霞「自衛官殺害」容疑という理由でかけられた竹本信弘氏に対する処分、74年のS君に対する學生処分の攻撃、いずれも露骨な政治処分、思想処分としてあった。又昨年十一月、十二月「公開講座」と称して「侵略の為のセミナー」を大阪府警―機動隊に守られて強行開催した東南アジア研究センターの役割を見てもおかねばならない。58年フォード財団の資金援助を受けて設立された東南ア研は、68年市村が所長になって以来(市村は「中教養」の委員でもある)、直接閩西財界を結びつき(「アジア研究協会」などという名目で一口十万円単位の寄付を集め)東南アジア、南朝鮮への侵略のためのパイロットとしての役割をはたしてきた。昨年、11/10、12/16

〔我々の闘いの任務〕

以上、全国大学にかけられている侵略に向けての大学再編、學生処分の攻撃に対して、我々はこの一定全国學生戦線の分断、混乱の故にかけられているものであることを知っている。我々は既に本年十一月九日、十日の全国学費斗争勝利、東北大学生処分粉砕、全国學生総決起の闘いの中で、その分断を突破する方向を示したし、學生処分粉砕を勝利的に闘い抜いている東北大の學友との現地仙台実力斗争を克ち取って来た。我々は一切の學生処分―政治思想処分を許さない闘いを、東北大斗争を突破口に更に全国の學友との共同斗争として闘い抜かなければならない。更にこの大学再編が東南ア研にもはっきりと見て取られるように明確に日常の侵略に向けての再編であることを踏まえ、侵略拠点への実力解体斗争としても構築しなければならないだろう。

全ての新生諸君、共に闘わん!

### あらゆる政治思想処分を打砕こう

東北大学全教養部連絡会議  
東北大学教養部自治会臨時執行部

京都大学のすべての新入生のみなさん、東北仙台の地より熱い連帯の挨拶を送ります。

東北大学では、七十二年学費闘争が京都大学、東京大学、九州大学等全国の戦が学友とともに最先頭で戦われました。しかしながら、学費闘争が全国的な共同闘争を積重ねることができずに各個撃破されてゆく中で、東北大においては筑波中教養路線が貫徹され、教育と研究の分離、学内治安管理体制の強化が押進められて来ました。学内に於ける政治活動に対しては、右翼勝共連合を先頭とした教職員で構成された学内機動隊をさしむけ、サークルボックスは新築するからとの口実で取壊し、わずかに残ったボックスには暖房を入れず、電気は夜八時に切ってしまうという当局の暴挙、学生には、下宿、生協、教室を往来させるのみというまさに一個の監獄とも言つべき状態に、東北大学はあつたのです。

私達はこのような当局の弾圧に対し、空教室の自主管理—サークル活動防衛の戦いを組織しました。当局は退学を含む処分をもってこれに懲え、民青の牛耳っていた教養部自治会執行部はそれまでの当局批判のポーズをかなぐり捨て、処分推進派として、私

達の戦いに敵対して来たのです。

当局—日共—勝共の共同戦線によって、第三者の目からは圧殺されてしまつかに見えた東北大の戦闘的學生運動は、この弾圧を機に隊列を急速に強化し、処分粉砕の戦いを全国的な戦いに押し上げ、民青執行部を罷免し、戦う執行部を確立しました。そして、全日本医學生連合、京大同学生会とともに、東北大学生処分粉砕、大学再編阻止二月九日、十日連続闘争を提起し、全国三十四大学一千名の決起を勝ち取りました。

今後とも私達は、学生処分粉砕、あらゆる政治処分を許さない戦いを、全国の戦う仲間とともに担ってゆく決意です。みなさんと戦いの隊列の中で相まみえる日を楽しみにしています。

### 情勢、そして任務

農学部自治会常任委員会  
農学部闘争委員会

全ての新入生諸君、我々はまず確認しなければならぬ。外的には自らの一時的矛盾解決、延命のためアジア侵略を押し進めんとする日帝、ブルジョアジの黒い野望を、そして内的には大衆教育をはじめとする市民社会総体としての、国内反革命体制を強化せんとしている反動の風を、75年4・30ベトナム解放が指し示した様に、第三世界人民の民族解放斗争は圧倒的な高揚をみせ、第二次世界大戦以降、収奪を欲しいままにできた各帝国主義に深刻な打撃を与えている。日帝内部においてはインフレと不況の同時進行といった形で現われている諸矛盾を帝国主義者共は彼らなりに検討し、侵略反革命に打って出んとしている。例えば帝国主義の基軸たる米国においては大幅な軍事予算の増額を行っているし、日本においても新予算で四次防を上まわる防衛予算、侵略予算を組んでいる。又三月に予定される日米安保協議会は、明確に東南アジアの革命派に対する脅迫であり、朝鮮半島を射程に入れた大軍事演習の日程調整である。革命の進行は密集した反革命を生み出すと云うことばの正しさは、その反革命を上まわる斗争を組織することを意味するのであり、反革命に屈することを意

味するのではない。現に国内労働者階級は単なる経済斗争から明確な政治斗争へと発展し日々闘いを押し進めている。では大衆、帝国主義大学、すなわち中・高級労働商品の生産場にいる我々は如何なる運動を展開すべきなのか、自らを自己の小ブルジョアの側面(資本への隷属化での技術、知識、理論、研究の私的所有)と斗いそれを克服し、全勤労人民との同盟に向けて、その一部隊として打ち鍛えることであり、政治的には日帝のアジア侵略・抑圧・反動と闘う全人民的政治斗争の拠点として体現し、戦後ブルジョア民主主義の幻想性の批判、現実の金融資本の支配と階級対立を批判暴露し、まさに現実の階級支配とその暴力性をあばきたることである。学生は差別分断の教育研究体制の中、中・高級労働力商品として、徹底的に思考洗脳され、ブルジョア排外主義イデオロギーへと動員される中で教育され、人民総体としてアジア人民の前に侵略者、抑圧者として登場させられようとしているのである。その実質的な再編構造として筑波化、中教養実質化という攻撃があるのであり、我々はそれに対してあらゆる手段、あらゆる領域で反撃を組織していかねばならない。我々は農学部闘



争委員会の真紅の旗の下、全構成員のより大衆的なより組織された強固な戦列でそれら様々な攻撃に著実な反撃を加え、農学部斗争の大爆発を克ち取るであらう。

## 新 入 生 諸 君

理学部の新入生諸君、せっかくだから科学の話から始めてみよう。

20世紀初頭近代科学の切り開いた新たな地平は、物理学に於いては認識主体とその対象との関係についてのそれまでの一般的了解が根底からつきずされ、数学においては「そもそも数学とは何か」という視点からその再編を行い始めた。また近年の分子生物学の成果は人間にとって科学とは何かを深く問うている。そしてこれらの課題は未だ解決される事無く大きな壁に突きあたっているのではないかと言われている。

あたり前の事を疑ぐってみる事からすべての学の進歩は始まる。過去の偉大な哲人がみなそうであったように。現代科学を受容し、そしてこれを超えるには、精密な批判的哲学的思索が要求されているのではないだろうか？ しかし疑ぐってかかるべきはこ

すべての新入生諸君、文字通りの「真理の府」「反権力の砦」を確立しようではないか、共に斗わらん、

## 理 学 部 共 闘 会 議

ただけではない。学の始まりはついに学自身に及ばねばならない。我々にとって、科学とは大学とは学ぶとは、諸君にとって何であるのか？ 現代社会の中でいかなる意味を持ち、現代資本主義社会（まさに諸君の生きているところの）とは何か？

中国では持続的な社会主義建設を進める中で、ついに既成の大学制度自身の解体を余儀無くされた。真の人民のための科学は、人民の生活の中で、人民の手によって克ち取らねばならなかった。これは単に研究主体の思想性の問題だけではない。ここで詳論はできぬが、近代科学の持つ認識の方法、そしてその社会的に表現された制度（例えば大学）に対する問題提起として我々は受け取る必要があるだろう。

日本においても、六九年を頂点として斗われた全共闘運動の中で大学の社会的犯罪性が暴露され、「大学の自治」「学問の自由」

といった幻想は粉微塵に打砕かれた。また全国各地域で斗われている反公害斗争も、近代科学総体に突き付けられた匕首である。

生き生きとした問題意識とそれを自ら実践する力、これこそ我々が常に課題にするものとして諸君にも要請したいものである。この知の持つ本来の力は、中教審教育、受験体制の中で風化を強

いられている。

まあ、ゆっくりとこの世界を見わたしてくれ給へ。そして諸君の若々しい感受性を精一杯育ててくれ。我々は具体的な問題を持って、諸君と対決して行く。

## 刑 法 改「正」・ 保 安 処 分 新 設 を 阻 止 し、 現 行 保 安 処 分 ・ 治 安 管 理 体 制 を 打 ち 砕 け !!

### 京 太 現 代 法 学 研 究 会

刑法改「正」・保安処分紛砕の戦列へ、自己の全存在を投入し、闘いの中に、自らの日常性を獲得されなことを、新入生諸君、とりわけ法学部の諸君に訴えたい。

戦後の国家としての一応の確立をみた56年、法務省内に、刑法改「正」準備会が設置され、戦後の刑法改「正」作業が開始された。07年制定の現行刑法は、帝国主義段階に突入しつあった日本資本主義が、そのブルジョア的秩序維持のための刑罰制度として、採用したものであったが、資本主義の発達、帝国主義段階への移行に伴なう犯罪現象の深刻化と、プロレタリア運動の高揚によるブルジョア社会秩序の崩壊の危機に対し、犯罪鎮圧の無力性

を暴露していった。帝国主義ブルジョアジーの刑法改「正」への衝動は、戦前において、予備草案・仮案として具体化されたが、第一次大戦により、中断せざるをえなかった。戦後における改「正」作業は、63年法相法制審へ諮問、74年5・29改「正」草案答申と展開され、今や、立法の段階にまで到達している。この間、日本帝国主義ブルジョアジーは、戦后世界体制の崩壊・再編期へ突入し、高度経済成長政策の破綻を経験し、そして、国家独占資本主義の下における諸矛盾の激化・スタグフレーションの洗滌、価値基準の多様化という危機的状況の突破をかけて、ブルジョア秩序の最終的延命策としての戦後の国家の再編・帝国主義的国民

統合を為しきらんとしている。刑法改「正」は、その70年代法体系の全面的再編の一環として、正しく、歴史的に位置づけられねばならない。さらに、刑法改「正」の主眼である、治安管理体制・保安処分体制は、現行法下において、既に日常的に行なわれており、刑法改「正」は、それらを追認・合法化し、拡大させるものであるという視点を、欠落させてはならない。拘留対象の拡大・法定刑の引き上げによる緊急逮捕の対象の拡大・構成要件の不明確化等は、官憲の裁量の余地を拡大し、現在行なわれている違法不当捜査・捜査手続の政治的濫用・過剰警備・無差別大量逮捕etcを追認・合法化するものである。また、現行精神衛生法体制は、保安処分と先取実質化として、市民社会の防衛という役割の下に、治安法として存在しているのである。刑法改「正」の二種の保安処分制度と、常習累犯者に対する不定期刑制度は、「治療及び看護」「改善更生」に名をかり、社会的「不適応者」を市民社会から排除・隔離し、ブルジョア社会秩序を防衛する処分であり、精神衛生法体制の延長として、一般的に規範的に「邪魔者」を排除するための制度なのである。

階級性を全く捨象し、刑法「正」を「市民社会における既得権が奪われる」という観点から反対する「日共」の立場に対しては、はつきりと訣別せざるをえない。これは、第一に、ブルジョア階級支配体制の延命の為の法体系の全面再編として、刑法改「正」が存するという、歴史的な視点を欠落させたものであり、「日共」の支持層は、いわゆる中間層が圧倒的であり、多くの清き一票を得るためには、階級性を表に出すことを避けねばならないので、

これは無理もないことである。第二に、刑法改「正」の内容たる治安管理体制・保安処分体制は、彼岸のものではなく、現行的に進行しているという視点を、脱却させているからである。(彼らにとって邪魔者である、戦間的な労働者、学生を、国家権力に売り渡し、弾圧させる彼らの告訴、告発路線こそが、現在の保安処分路線そのものであり、また、彼らの基盤である市民社会的感覚からの逸脱者に対しては、一体となって、排除する側に立たねばならないからである。

68年から70年代にかけて、全国的な高揚の中で闘いぬかれた。専門性への反逆に対し、目を敵い、「党」へ知識人の体質と、彼ら「日共」の体質が、如実に表明されたものとして、「中山問題」がある。これは、当時京大職組中執事委員長、中山研一法学部教授が、坪野弁護士に対し公開質問状を送り、「暴力学生」の弁護活動を辞めるように」要求したものである。思想的背景及び全生活史を全く捨象し、それらの具体的結果としての行為を、「構成要件に該当するか否か」という形に断片化し、矮小化する刑事裁判に、真向から対決し、全存在をかけて「正当性」を克ち取るという決意の下に闘われている。公開闘争及び救助闘争に対する、醜悪なる攻撃が、この「トロッキスト」暴力学生「人民の敵」規定に基く、弁護拒否説である。我々の追及に窮した中山は、一片の弁明も行わず、我々の追及そのものを、「暴力」と規定し、逃亡してしまっている。

新入生諸君。自らの身の回りの、あらゆる差別・分断・保安処分体制を、すべて「問題」として対象化させ、闘いきる中から、

刑法刑「正」・保安処分粉砕の戦列を、強固に打ち固め、全国的

・全人民的な闘いの渦を、まきおこして行こうではないか。

## 日帝のアジア侵略・人民収奪・国内再編と総対決せよ！

経済学部同好会常任委員会  
経済学部闘争委員会

全ての新入生諸君！米帝を中軸とする現代帝国主義は、一方で昨年4・30を頂点とするベトナム・カンボジア人民の歴史的勝利に象徴される第三世界人民の反帝民族解放社会主義革命戦争の大爆発に規定され、他方、国内にあっては不況インフレの同時進行と、失業者数増大という未曾有の構造的危機を深めている。さらに、ソ連社会帝国主義は、アンゴラ内戦でも明らかになった如く、帝国主義との世界市場の再分割戦に奔走し、その領土拡張・資源略奪は止まるところを知らない。

この様な、米帝、ソ社帝による侵略・収奪強化と、これに真向うから対決している第三世界人民の武装解放闘争の激化こそ現代史の特徴といえるであろう。こうした世界情勢を基に、日帝の動向を把握しておく。

日帝は65年、日韓条約締結以降、急速に帝国主義体制を整え、南朝鮮、東南アジアに対する経済的侵略を開始した。六〇年代の「高度経済成長」は、(一)アジア人民からの資源・労働力の法外な

収奪による資本蓄積と、(二)国内諸分野における帝国主義的再編・排外主義煽動・国民統合、人民に対する差別・分断攻撃、低賃金労働力の育成などの一連の政策をその基盤としている。

我々、E闘一同好会(自治会)は、第三世界人民の革命戦争に呼応、連帯し、日帝のアジア侵略、人民収奪、国内再編と対決する立場から運動を構築してきた。昨年四月からの闘い―沖縄海洋博粉砕斗争、9・30天皇訪米阻止斗争、狭山差別裁判弾闘争、東南アジア研究センター解体斗争、学費値上げ阻止、全国大学再編粉砕斗争―を我々は同好会に結集し、その先頭を担って闘い抜いてきた。そして、こうした闘いの成果を以て、本年、我々は竹本処分完全粉砕に向け、闘いを強化せんとしていることを明らかにしておく。

以上の闘いを展開するに当たって、日本「共産」党とその影響下にある民主青年同盟は一貫して我々に敵対してきた。六〇年代六全協を機に修正主義に転落し、斗う人民の背後から国家権力と

共に襲撃をかけたのが彼ら日共である。京大経済学部において、72年竹本処分と「教授会の全員一致」で評議会上申し、「暴力一掃」なるマヌーパルのもとに三名の経済学部学生を権力に売り渡し、七四年には学生処分を教員、学生主体となって強行せんとしたのが、日共共、民青が展開した「運動」なのである。さらに許し難いことに、「日共」「民青」は、自らの「運動」の破

## 新入生諸君へ

ベトナム人民を筆頭とする、第三世界人民の反帝民族解放―社会主義革命の大前進の中で、中国を中心とした労働者国家の継続革命―社会主義建設、世界革命の根拠地化の中で、帝国主義心臓部でのプロレタリア革命勢力の総反攻の前に、米帝を頭目とする国際帝国主義は、自らが拡大再生産する根源的矛盾の露呈のなかで、とどまることなき戦略的後退を余儀なくされている。国際帝国主義の最も弱い環である（独自の勢力圏をもたない）日帝は、石油を軸とする国際経済矛盾の集中的犠牲的転嫁を強いられて、なしくずしな「日」勢力圏の形成という死活の命題を解決すべく、ますます米帝への従属を強めつつ、政治、経済矛盾を労働者

産が明白になるや、75年六・二〇には、自治委員会を武装襲撃した。我々は、かかる日共―当局―国家権力の弾圧に対し、戦鬥的自治会運動の爆発と学生大衆の圧倒的決起を克ちとり、有利な地帯を切り拓いてきた。全ての新入生諸君、我々とともに、闘いに決起せよ！ 竹本処分を完全粉砕せよ！

## 工学部自治会 常任委員会

人民に再転嫁し抜くなか、ブルジョア独裁、むき出しの国内権力再編を天皇制イデオロギーによるなしくずし的なファシズムで強行突破しようとしている。すなわち、自衛隊軍事力、政治警察の強化を通して侵略反革命の軍事外交路線を敷き、排外主義、差別と分断を鼓吹し、相対的過剰人口の不断の創出を利用しつつ労働者階級の重層的分解を促進し、労働者の搾取、抑圧、隷属、無権利状態を形成しつつある。また、独占価格、投機、買占め、価格つりあげ等のあらゆる金融的術策を施し、全人民への強収奪、賃金奴隷の強制に加え、国民統合、階級支配の強化たる社会再編は、刑法改悪・保安処分、小選挙区制、優生保護法改悪、中教審―筑

波路線の実質化などによる教育の帝国主義的再編等ありとあらゆる手段を以って全面的な攻撃へと転化しつつある。とりわけ、社会排外主義を鼓吹、動員して、被差別部落大衆や在日アジア人民への差別、偏見をおおりにたて、無実の青年石川氏への無期差別判決、差別・融和集団「日共」などを利用した戦つ部落解放同盟への弾圧、デッチあげスパイ容疑や反動入管法による露骨な朝鮮総連や在日アジア人民に対する民族排外主義、差別の煽動、攻撃、就職、結婚差別、女性差別、「障害者」差別等、社会全領域にわたる人民の分断を強化し、日帝の侵略反革命を合理化しようとする目論んでいる。ここ京大工学部に於いても、化学系教室に於ける毒物タレ流し、エネルギー再編として、安全性を一切考慮し

## 医学、医療を人民の側へ解体せよ！

### 医学部自治会執行委員会 医学部闘争委員会

新入生諸君、今、世界に「自由」を感じ、「医者」への道が「保証」され、その一步を踏み出さんとしている諸君、しかし、君達のその感情を裏切って、「保証」の裏面は、支配の側へ組みこまれた医者への道程でしかなく、もっと大きなかごの中の自由でしかない。それ故、医療の現実に学び、労働者、被抑圧大衆の

ない原子力産業の開発、総定員法による臨時職員差別雇用、所有面での学生に対する管理強化等さまざまな問題がある。蔓延する研究室上主義が生み出した理論や技術が日帝ブルジョアジーを肥え太らせる栄養分であり労働者人民を搾取し収奪する道具であることは明白だ。無前提的な「学問の自由」など存在するはずがない。問題は、資本に奉仕するのか、労働者人民の解放に奉仕するのか、という事だ。この問題に解答せずして大学生活を送ることとは、まさしく権力の思惑に加担することであり、体制の歯車となることである。我々とともに行動をもって解答を出さうではないか。労働者とともに。地域住民とともに。徹底的に反撃を開始せよ！

告発の声に応え結びつく証の裏面をわがものとし、その中にこそ、生き生きとした世界を斗いとらんとする我々の心からのアピールを送りたい。

今、誰もが危機の予兆を感じ、大激動の足音を聞いている。笹川良一の一昨日一善のCMにナチスの影を見る一方、スト権ストの



労働者や、公害と闘う住民斗争の中に社会主義への胎動がはじまっている。資本家階級の戦争と、労働者階級の社会主義が、ますます非和解的な対立として登場してきている。

過去の青年、学生はこのようなとき何をなしたであろうか。19世紀末にロシアの青年学生は、ツァーリの王政に抗し、自らの生死をかけて階級斗争の中に身を投じた。20世紀初頭、帝国主義と封建主義の抑圧に對して、誰よりも先ず五・四運動で起ち上がったのは、北京大学の学生であった。そして今、朝鮮南部で日帝の侵略と朴一派の独裁に抗して雄々しく決起している。即ち、誰よりも矛盾に對する怒りをわがものとし、誰よりも未来を考へ大胆に起ち上がる故に、青年学生は、正しく激動の足音を聞きとり、人民と強固な隊列を組んできた。新入生諸君、百花斉放をまきおこし、正しく怒りをわがものとし、過去の青年、学生熱情を今、受けついでてはならないか。

このような我々の主張に對し、教授達は言つたらう。政治体制の違いや、思想の左右を問わず、医学、医療は人の命を救つという一点で国民に奉仕すると。それ故、思想や、政治や、社会問題等余計なことを考へる必要もないし、況んや、やる必要もないのだが、これは嘘である。健保体制は、ますます大衆からの収奪を強めているし、精神医療は刑法改悪・保安処分の新設とあいまって、一種治安管理の道具となっているし、また労災職業病に對する産業医大の設置は医学、医療による労働者の使い捨て、労働力確保のための武器となっている。防衛医大の存在が日帝のアジア侵略の道をはき清めるものであることは明らかだ。更に、医局講

座制に典型的な医学、医療の一部の人間による独占が、医学、医療の腐敗に拍車をかけ、医者をして「聖職」たらしめ、「水俣病」や「イタイイタイ病」など公害源の隠蔽や医療被害のみみ消しに、大きく加担してきたのである。

思想、政治の問題を医学、医療にも大胆に持ちこまなければこれらの矛盾は一切解決しえないのである。この間、公害斗争、労災職業病斗争、医療被害斗争は、医学の幻想をこぼみじんに打ち砕き、医学、医療を人民の側に解体する作業を開始している。憎むべき支配者によつて、まさに「医者に仕上げられん」としている我々は、この作業に応えるべく精神医療研究会、労災職業病研究会、部落解放研究会などの活動を展開してきた。

我々の斗いは弱々しく歩みは遅々としたものである。しかし、着実に前進している。闘いは日々の講義の中にまでその根を下しつゝあり、より広範な学友をまきこんで展開されつつある。

新入生諸君、我々青年学生思想や実践は労働者、勤労大衆と結合しようとしているか、そして、実際にそれをやっているのかどうかにかかっている。新入生諸君、支配の側に組みこまれてゆく道を歩むことを断乎拒否し、共に斗いに起つてはならないか。

## WARNING PART II

### 教育学部自治会執行部 現代教育研究会

幸か不幸か、教育学部の新入生となられた皆さん、

私達のこの一年間の運動の報告（つまり教育学部はどんな所かと、過去の私達の経験を踏まえた心構えを伝えておきたいと思ひます。六月十七日、昨年この日、私達はそれまで2年間余りの日本「共産」党一民主青年同盟の諸君、諸嬢のひき回しのなす支配を覆し、私達自身の運動を作り出す基盤を自治委員選挙の勝利によつて獲得しました。その後、（正確にはその後というべきでしょう）主要には政治的な斗争と、教育といわれる分野に於けるいろんな斗争に手を染めて来たのです。その過程で、いろんなことを確認できましたし、我々の不十分性をもつつけられました。新入生の皆さんに、ザックバランにその事実を伝えて、問題提起したいと思います。私達の大きな問題の立て方は、世界のもっとも重要な矛盾は帝国主義と第三世界諸国（植民地）との矛盾であり、帝国主義国内の学生として、大衆として何をなし得るかということです。国内の資本家階級と労働者との矛盾もそれに大きく規定されるだろうと思ひます。そういった意味で私達は昨年四月のインドンナ民族解放、社会主義革命戦争の勝利とい

ったものを、歴史的に非常に大きな意味を持っていると考えてい

るのです。昨年一年の様々な動き、例えば七月十七日皇太子冲撞訪問（これは実に一九二二年、日本帝国主義が朝鮮を侵略し、更に中国への侵略へと進む。一九二一年以来の出来事である）、九月三十日天皇訪米（歴史上、天皇が米国に行ったのは、初めて）といったこともこの脈絡の中で把握することができるといふでしょう。

又、昨年、本年と連続した国立大学費値上げ、あるいは公立、私立大学の学費値上げといったものも、単に「高くなる」とこまる」という経済的な側面をもつて反対するだけでは全く不十分であり、大きな脈絡の中で把握するべきだろうと思ひます。いわゆる「日本国憲法」と「教育基本法」における「教育の機会均等」の破壊だと主張する諸君、諸嬢は現代社会の分析が不十分であるか、誤まっているのです。それは「機会均等」といわれる理念の歴史的形或過程を見ればよくわかるし、又、現実には、構造的に公教育とりわけ高等教育から排除される人々（下層労働者、在日朝鮮人民、被差別部落大衆）が存在していることからも言えます。現在の社会は、人々が個々に分断され、差別・分断支配が巧妙に貫徹しているということを見なければなりません。私達は、こうした考えでもって、この一年天皇訪米阻止斗争などを闘ってきましたし、

現在、侵略に向けての大学再編—全国大学の筑波大学化—、学費値上げ阻止を全国の学友と共に闘っています。私達は今後も真正面から、学費値上げ阻止を取り組むと共に、帝国主義の様々な侵略反革命戦争準備を許さない闘いを行っていかねばならないと考えています。同時にこの一年間の闘いであきらまなくなった、「足をもった」文化、政治活動、持続性をもった、部落解放、「障害者」解放運動などの展開の不在に対しても、取り組みが必要だと考えています。新入生の皆さんの新鮮な問題提起、行動提起を楽しみにしています。(ただし、受け売りの吉本イズムなどは御免ですが)。

さて、心構えの方ですが、新入生の皆さんは多分「健全」な精神と無防備な思想をもってこの大学にはいってこられると思われれます。こちらの古狸(中にはビックリ狸もあるかも)の中には、変に「先輩」(単に大学で腐臭をはなつようになったにすぎないのですが)づらをする人や、ニコヤカに近づいて(気持ちワルーク)「生協の食券の買い方を教えましょう」とか「コピーの仕方教えましょう」と「親切さ」を売りまくる(これらの人々の言葉借りれば「学生の要求に基いた運動」)人々がたくさんいて、皆さんのひんしゅくをかうことになるでしょう。こういった人や人々に対して、「うとうしい」と思われる人がいましたら、次の方々がもっとも効果的な撃退法ですから、一度使ってみるとよろしいでしょう。「彼女(又は彼あるいは友達)が、まってるから、失礼」(決して再会の約束などしないことです)。つまり、一人ぼっちで淋しそうな素振りを見せないことです。そう

ア  
ピ  
ー  
ル

現代の大学は、学の諸分野のばらばらな展開を「学問の自由」の名の下に擁護することによって批判力、創造力を持つことはなれない。

六十年代の高度成長経済は、朝鮮特需、ベトナム特需に代表される東南アジア極東地域からの搾取、収奪を基礎とし、国土開発計画の強行、産業の合理化、その過程に発生する矛盾の人民への転嫁、あるいは人民の政治意識を解体する為の意識産業の育成を導き手として、はじめて遂行しうるものであった。そしてこの過程に、大学人は、調査員、計画立案者、安全基準の設定、労務管理・福祉国家論による労働運動の切くすし等に直接的に手を染め、また多くの人間を卒業生として世に送り出すことにより、拍車をかけ続けて来た。これらはすべて「学問の自由」の名の下に行なわれたのである。

日本人は、高度成長経済という悪条件の下にありながら、六十年代中期のベトナム反戦運動を学生、市民を中心に闘い抜き、除々にではあれ労働者階級の胎動を促がしていった。そして七十

しないと4月から6月頃までウットウしいことになってしまいました。(何せ、相手は明確な目的をもっていているんですから)「巧言令色少なし仁」はこの場合当てはまっています。それ以外は、管理社会につきものの無味乾燥な事務手続きでどつどつということはありません。

表題からかなりはなれてしまいましたが、少々とも言えるのは、皆さんは、様々な潮流(当然政治潮流も含まれる)の波をかぶらざるを得ないということです。その中で皆さんが、どのような姿勢を取るのか、様々なエッセ潮流を批判することもできるし、シラケを装うこともできます。しかし、どうであれ、その責任を免れることはできないし、「孤高」を保つことなどできないということです。私達が求めるのは逆流の中で皆さんが溺れてしまわないこと。



文学部学友会常任委員会  
文学部闘争委員会

年安保を前にして、高度成長経済の爛熟期における学生、青年労働者の総反乱という後期資本主義社会にふさわしいパラドックスが出現したのである。

全国学園闘争—全共闘運動は、前述した大学の腐敗した姿を、学問の自由ナンセンス、大学の自治ナンセンス、帝大解体、自己否定のスローガンの下に徹底的に暴露し、大学の権威を粉砕し、あわせて日本共産党の大学民主化路線に対し破産宣言を下した。我々はこの全共闘運動を継承し、発展させるべく活動を続けて来た。その一つとして昨年のベトナム・カンボジア人民の勝利の日を期して、我々は京大東南アジア研究センターへの闘いを開始した。関西財界から年間四億円の寄附をつのり、右翼原理研や戦中派の会の指導をし、企業の海外侵略の為に日本各地で活動している研究センターは解体せねばならない。

東南アジア研究センターは自らの活動を隠すべく、あるいはその構成要素として、文学部、理学部などのそれ自体としては侵略搾取を目的としない研究を利用している。ここでは「学問の自由」の名による自らの研究成果の社会的役割に対する無関心が、侵略

搾取への加担を生み出すに到っている。研究者、学生は今や、全世界に対する透徹した視力を持たずしては、少なくとも自らの研究のおよぼす影響を考察することなくしては、「真理の探究」「学問の自由」が空語であることを知らなければならぬ。

南朝鮮に於て、多くの学生が林政権の暴虐に抗し闘っているとき、実質的に南朝鮮に対する本国である日本の我々学生にとって「真理の探究」は、彼らと連帯しうる闘いの構築から始められるのである。

## あらゆる制動はねのけ、76学費値上げ阻止 斗争に勝利せよ！

教養部 共闘会議  
教養部ストライキ実行委員会

新入生諸君の多くも既に知っていることと思うが、我々は三月二日に総長団交をかちとった。この団交で我々は(1)三月一日の機動隊をも動員した、学費値上げ阻止ストライキ中の教養部正門のバリケードの強制撤去を自己批判せよ。(2)予算案成立以前の省令のみによる学費値上げに対してどう思つか。(3)十二月に出した「学費値上げは遺憾だが、反対声明が有効とは思えない」という値上げ阻止斗争への予防弾圧を目的とした「声明」を撤回せよ。以上三点について、四時間にわたり、総長を追及したが、何ら誠意ある回答は得られなかった。それどころか、理学部が教養部で入試を強行したのは総長の一存であり、また、省令による値上げ

強行に対しては、何ら有効な手段をとって抵抗する気がなく、口先のみで反対を唱えていることがあきらかになった。機動隊導入に関しては、「バリケードが受験生に対し不安を与えるから撤去したのであって、学費値上げ阻止斗争に敵対したのではないなど」という詭弁を弄したのである。(「角を矯めて牛を殺す」という諺さえ知らぬらしい。)ここに到って岡本協調路線は完全に破産したのである。

新入生諸君、76学費値上げ阻止斗争は、2・9、10の首都、仙台連続斗争を契機として勝利の展望がひらかれたのである。国際反革命同盟の再編過程における多国籍企業のとりあつかいをめぐ

つての帝国主義者内部の主導権争奪戦は、ロッキード問題として彼らの政治のやり方、一流企業なるものの連営のデタメさを暴露した。この日本帝国主義・中枢部の混乱のただ中において文部省はそのようなことは一切無関係なものとして学費値上げを強行せんとしている。このような攻撃に対して、諸君がとりあえず徹底しなすい斗争でもって応えられんことを。

育という商品を買いたたいてはにすぎないのだ。労働力商品の生産工場としての大学、ブルジョア・イデオロギーの注入所としての大学に対する闘いは、全国学園総反乱―全共闘運動から七年を経た今、インドシナ、ポルトガルそして南部アフリカの解放という力を得て、また、日本帝国主義が戦前残して来た弾圧機関をそのまま利用し、日帝の朝鮮侵出により肥えふとっている朴政權と闘っている「韓」国民の学生にはげまされ、学費値上げ阻止、東北大学生処分紛争、そして朝鮮侵略反革命戦争体制粉碎のストーガンの下、社会排外主義、日和見主義潮流との分岐も鮮明に、学生運動の新たな高揚目指して前進を続けている。諸君、共に闘わん。

## 新しき者たちへ、新しきを期して！

吉田寮 自治会  
熊野寮 自治会

新入生のみならず、「社会福祉」「教育の機会均等」なる理念の眞の姿が、勤労者のおとろの切実さによって増々鮮明となっ

てゆく今日のごときです。

みなさんが過ごされた教育プロセスは、様々なふるいに他ならず、ふるいに残る根拠は、一定の物質力によって規定されていると感じられておりましょ。その中で全ゆるる事象に立ち向う態度



と、それらの関連の把え方が制限され、決定されてきたと感じておられることでしょうか……。

我々は君連の入寮を心から待ち望んでいました。ところで我々の学寮での生活は、与えられた何ものか自らを従属させるものとして決して存在してはいないということを知ってもらいたいと思います。寮の歴史は斗いの歴史なのです。一九六四年文部省は、生活の場たる寮を二十四時間支配せんとし、各大学に通達を出しました。当時は「大企業の大企業三割求職減」「中小企業不況のどん底」といわれ、その解決策として一九六五年日「韓」会談が本調印され、にこやかな両国支配層の握手の陰に、日本の朝鮮侵出が再開されました。この侵出のために勤労者からの過重な横どりが行なわれ、学寮においては、寮生活の一切の経済負担を成文化し、その当局への支払いを強制するという形であらわれました。これらの攻撃に対する反撃が、我々の寮の歴史であり、その集積が今の寮生活を保障しているのです。我々寮自治会は、文部省の支配を断平拒否し、入退寮権、選考権を獲得しています。新たに入寮されるみなさんの入寮選考は、我々自身がするのです。

文部省の主張する学寮の合理的管理には様々な矛盾がつきまわっています。寮で働く労働者の中で炊婦さん、清掃婦さんは不安定な雇用状態にあり、これを生んだのは、公務員削減、人件費節約をめざす「総定員法」なのです。又、文部省の打出す、戦闘的な寮に対する廃寮化攻撃により大学当局は、吉田寮とその厨房の改修をサポートしています。我々は、これらの矛盾のひとつひとつを寮生の団結の力で一つ一つ解決してゆかなくてはならな

いと考えています。その斗いの中で我々は、あのふるいを打破く契機を見出せると考えています。

また、自らの党派利害のために、寮斗争に敵対し、寮自治、寮生活に関する一切の問題に対して自己の見解を展開することができずに一斉逃亡し、多くの寮友に糾弾されるや警察への密告により寮友を国家権力へ売り渡した日共非民青に対しても、我々は断平とした斗いを繰り広げなければなりません。諸君の入寮を待っています。

## プロレタリア国際主義と組織された暴力を！

同 学 会 国 際 部

「革命」それは国家の状況のより良い可能性を思い出させる。しかしまた、言いようのない不安、動揺……破壊、低落、うごめく陰謀、テロの横行、そして大量殺戮。やれ「革命だ」「蜂起だ」というのは、ひまを持て余している少数者の特権だ。大多数のものは妄想だと見做している。しかしよく考えてみたまえ。たしかに支配階級が大多数の政治意識を溶解して解消している。これこそ抑圧の間接証拠ではないか。そして「革命」が人間そのものによって明るい日の下になされるのだ。暗闇にすわっているのは、我々なのだしたら。武器の暴力は道徳的理由からは決して廃棄することはできぬ。不安や動揺は、敵・支配階級の非人道主義に感染させられてきたからなのだ。我々は、ほんとに失うものを多く持っているのか。国際的な規模での暴力の増大・戦争状態のなかで、平和はつくり話にすぎないのだ。遠方での飢餓や破局や大量殺戮と、こちでの穏やかな落ちついた生活が、外への盲目的暴力と、内部での民主主義的環境が、それを別の勘定だと考えるような奴は、まぬけだ。大量消費が繁栄であり、労働者階級によって支払われた経済再建が奇蹟だといわれて、しかしどうして帝国主義のますます拡大再生産される根源的矛盾を労働者人民が背

負う必要があるのか。では「革命」が、いかに願望や必要性、可能性を満たすのか。まず国家共同体・支配制度は、暴力による強制の上に基礎を置いていること。そして主権者—人民がその正当な権利を占取しようとするやいなや、むき出しの阻止、暴力で、国家的に聖化された殺人教唆をもって立ち向かうではないか。帝国主義は人民を搾取し、その歴史的可能性をだましとっている。しかし、逆に防御してもらいたがっているのも同じ大衆ではないか。人民を分断し、差別支配するなかで、富の余りを人民に分け与えることによって、人民の脱政治化を計ったとしても、この大衆の生産手段を持たぬ受動性こそ体制の不運である。維持し、守ろうとする体制秩序こそ、体制の未来の内的敵である。支配階級は、監視し、操作することによって大衆の意識を洗脳し、人間の画一化・機械化を促進しようとしている。キャンパスでの海外侵略反革命に向けた再軍備増強を阻止しようというデモと、一方での軍事産業に携わっている労働者が、労働条件向上、賃上げ要求のストライキ。連帯という合言葉では決して解消されない。これこそ意識産業—情報、メディアが独占的に支配者階級に統御されているからである。

我々が忘れてはならぬのは、権力の支配―弾圧形態が、マスキミを大量動員したブレイムアップ、反テロキャンペーン、反動プロパガンダ体制の下になされていることである。これは、闘う人民の真実を隠蔽歪曲し、ファシズム的支配体制強化を自論み、情報操作によって支配政治を貫徹せんがためである。しかし敵権力がどのような工作しようとも闘いが先鋭化するはずは、闘う人民の真の姿はおのずと見えてくるのである。敵権力の目に見えぬ

情報、交通網を張りめぐらせ人民のプロパガンダ体制を構築し、更にそれを地下兵結線へと強化していかなくてはならない。英仏文新聞「THE DOHAKKAITI」を我々のほんのほんのさびやかな、しかし限りない明日への愛と勇気を込めたつばやきである。新人生諸君、共に戦おうではないか。腐敗し硬直しきった現代社会をぶっつぶすために。  
世界革命戦争に飛翔せよ！

## 闘いのことばの獲得に向けて

### 同 学 会 文 化 部

昨年の十一月祭において我々は、「世界革命の原像」というテーマの連続シンポジウムを主催し、かなりの成功をかちとった。その概要は、

- 総論 —
- インドシナ革命の世界史的意義 —
- 前線からの報告 その1 —
- シンポジウム・インドシナ革命とタイ近代化 —
- 前線からの報告 その2 —
- 映画 「アルジェの戦い」 —

- ジャングルよりヨーロッパを撃つ —
- 報告講演 「ポルトガル革命の現情況」 —
- 同 左 「アフリカの武装解放闘争」 —
- 前線からの報告 その3 —
- 社会主義二つの道へ中国・ソ連 —
- 前線からの報告 その4 —
- 合衆国内の第三世界 —
- 映画 「デッチあげ、マーチン・ソストレーの投獄」 —
- 現地報告 「合衆国内第三世界人民の戦い」 —

### — シンポジウム —

#### — 闘いのことば — 第三世界の文学表現 —

— 南アフリカ、南アメリカ、アラブの文学に関して —  
この連続シンポジウムは、単に第三世界の闘いに対する理解を深めることを目的とするものではなく、我々の闘いと、彼らの闘いと、共通性すなわち彼らの闘いの普遍性を探究するものであった。

我々がそこで発見したものは、彼らの闘いの意外なほどの身近さであった。文学に領域を限定するならば、日本文学の閉塞情況に比して、ラテン・アメリカの、アフリカの、そして朝鮮の文学はその表現において、思想内容において、豊かである。それは決して単純な素朴さを売ものにしてはいるのではなく、象徴主義・シ

ュルレアリスムなどのヨーロッパ文学の到達点をも凌駕した地平で表現されているのだ。(その一端は、京大新聞第一七二四号を見れば知ることができる)  
我々が、「世界革命の原像」として第三世界人民の闘いを我々の脳裏に定着し得たのは、またその文学表現に接し得たのは、彼らの闘いが、国境を越えるものとして、ヨーロッパ、アメリカとしか、知的な回路を結ばうとしない我々の精神の中に、浸透しはじめているからであろう。  
昨年十一月にはじまった第三世界人民との文化領域におけるこのさやかな交流を、新人生諸君とともに、力強いものに育ててゆきたいと思っている。

## 部落解放を学生の課題に

### 医学部・部落解放研究会(準)

新人生諸君、われわれ医学部解放研(準)より、狭山斗争を軸に部落解放運動について訴えたい。  
狭山差別裁判糾弾斗争とは、国家権力の部落差別犯罪を糾弾する闘いである。

一九六三年五月一日に、埼玉真狭山市でいわゆる狭山事件が起った。  
女子高校生行方不明―脅迫状届出―身代金をとりに犯人登場―死体発見と、いかにも「誘拐殺人」という形をとっているが、女

子高校生ということもあって、そのように捜査するには無理な点が多かった。しかし、この年の四月に「吉展ちゃん事件」が起こっており、しかもこの事件でも同じように犯人をとり逃すという失態を警察が演じた。これに対する世論の非難は高まり、当時自衛隊の増強、警察力の強化と国内における治安体制階級支配を強化しようとしていた権力にとって、「何が何でも生きた犯人を捕えろ」ことが至上命令となる。

そこで権力がとった手段は、狭山市にあった二つの被差別部落へのねらいうち捜査である。この目論見は、部落民ならやりかねない」という社会意識としての差別観念に支えられ、マスコミも「部落は悪の温床」と書きたて、ほとんど反対されることなく進められる。五月二十三日、無実の部落青年石川一雄さんが別件で逮捕される。彼は、このまったく不当なやり口に抵抗し、一カ月間否認し続けるが、その間の再逮捕、脅迫と拷問、誘導によって、ついにワンの「自白」をデッチあげられる。われわれは、石川青年が部落差別の結果受けてきた不利益を利用したこの権力犯罪を断じて許すことはできない。

第一審浦和地裁では半年というスピード審理で死刑判決が下された。第二審東京高裁は、一昨年十月三十一日、狭山差別裁判弾闘争が部落大衆、労働者、学生の間闘争として発展するのを恐れ、無期懲役という差別判決を下したのである。

狭山差別事件「裁判を通してわれわれがつかみうることは、部落差別の果している役割である。部落差別は、日本の資本主義社会の矛盾から必然的に起ってくる階級闘争をしずめるものとして

ある。権力・資本家階級は、自らつくり出した矛盾によって、経済的・政治的危機に追いこまれるが、自ら支配階級としての座をおりすることはない。この時、部落差別が階級支配の要となり、秘密として発動されるのである。

現在の大学、とりわけこの京都大学は、権力・資本家階級に奉仕する人材を育成する場としてある。われわれがそのような人間につくられていくのではなく、差別を見抜き、闘い、労働者階級解放、部落解放の立場に立っていくために、部落解放を自らの課題として闘わねばならない。

そして、部落問題は大学の外的問題ではない。在学する部落出身学生としっかり団結していくこと、大学が推し進める差別教育と闘っていくこと、これはわれわれの任務としてきわめて重要である。

われわれと共に、部落解放を学生の課題とする闘いを押し進めよう！

## 特集 再建 同 学 会 概 史

### 一、同 学 会 の 再 生

六九年から七〇年代初頭の闘いを通じて、大学の持つ反動的な役割は次々と明らかになっていった。このように矛盾が先鋭化している中で、帝国主義大学の本質を一切理解できない日共民青は完全に破産し、権力に迎合することによって自己の延命を画策し始めた。

七二年四月に入り、学費闘争の過程での全成果をもって運動を構築せんとする全闘連に対し、当局は新入生との分断を図って授業を開始し、また日共民青はセクツ的利害を貫徹するために秩序派部分と結合した形での闘争妨害に奔走しだした。その揚句、日共は国会に於て、京大新聞社、京大出版会に対する弾圧を文部省に要請し、更に五月十八日には京大の学友一名を民青系学生が告訴し、同学会、府学連が告発するという犯罪行為をやったのけた。この「告訴・告発路線」は、彼らの議会主義への転落に始まり、闘争方針、総路線の破産が本質的に確認されているにもかかわらず闘争を私物化し、他派を排除する為には権力にも迎合する

### 樹々のみどり編集委員会

という無原則的宗派性の発露として現れたものである。

だがとうとうた中でも大学の持つ反動性は次々に暴露され、一切闘争を担うことのできない日共民青の破産が露呈していく。

六月十四日、教育学部に於て教育実習生に差別文書が配布された。この文書が在日朝中人民、部落大衆、障害児に対する差別的内容を持ったものであることを追求されたP当局は、態度を曖昧にして事を隠蔽せんとし、実習生による団交要求にも応じようとしなかった。しかし実習生は教育実習を延期してP当局を追求し、遂に差別克服への努力を確約させ、教育学部が差別を拡大してきたことを認めさせたのである。

七月、災害研グループの発見によって京大の毒物タレ流し問題が表面化した。T、A、S、京大病院での水銀タレ流しは、公害源としての京大研究体制と研究者の無責任な管理を明らかにした。京大毒物タレ流しを糾弾する会を中心とする学生と住民との共同闘争の中から、京大が「公害に負担する技術者」を養成して来たことが明らかにされると共に、その帝国主義的本質を糾弾する闘いが反公害闘争として突き出された。

このような中で日共民青は執行部としての責任を放棄し、京

大における運動をサポートし続けた。彼らの敵対、裏切り行為にもかわらず、全闘連は沖繩「返還」式典粉砕闘争、自衛隊派兵阻止闘争に断固とした隊列を組み、秋には狭山差別裁判公判闘争、相模原現地戦車搬出阻止闘争、除さん支援闘争、そして学費値上げ阻止闘争などを構築していった。

こうして迎えた九月、五月の告訴、告発によって二名の学友が逮捕され、更に学内に機動隊が乱入し、組織方針に関するもの一切を押収できるという命令をもって、各ポツクスの不当捜索、押収を行なった。ここに於て、告訴、告発路線の本質が露呈し、大衆的な怒りが爆発して、民青は断固糾弾された。窮した彼らは又しても十二名という集団告訴を行なって更に学友への裏切りと無責任を暴露した。クラス、学科、学部で多数の告訴、告発糾弾決議があがって行く中で、全闘連は自治会と同学会の戦闘的再建を目指す方針を打ち出した。教育学部では教育研を中心とした闘いの中でもはや闘争の阻害物でしなくなった執行部を罷免し、新しい闘う自治会を選出した。教養部でも十一・一〇代大で執行部を罷免し、臨時執行部が確立された。そして十一月二十九日、千五百名による開催要求署名を基に、C、L、E、P、M、O、A七学部自治会、熊野、吉田寮自治会、全闘連の主催で全学学生大会が開かれた。大会は三千名近い学友の結集をもって同学会執行部罷免と告訴、告発糾弾を決議した。教養部でのC自選、全学での同学会選は、あらゆる敵対と第一自治会策動を粉砕して行なわれた。その結果十一月十一日には同学会代議員選挙(全学区)が成立し、続いて代議員大会が開催された。委員長八島久男君以下

#### 資料 同学会再建宣言

歴史的な十一月十日教養部代議員大会、十一月二十九日全学学生大会の勝利は、告訴告発運動によって闘う学友を権力に売り渡した代々木「共産党」II民青執行部を放逐し、同学会代議員会は、今日ここに、帝国主義の侵略、反動・抑圧と闘う執行部体制を確立し、京都大学同学会は、労働者人民のものとして再生したことを宣言する。

全京大の学友諸君、全国の学友諸君、そして我々の闘いに注目しているすべての教育、職員、労働者、市民諸君、

京大同学会の再生によって、未曾有の時代を切り開く為の一つの熔鉱炉が建設されたのだ。全人民の抵抗と解放の闘いに新しい未来を築く戦士たちが、ここから生まれてくる。思い起こせ、戦後日本階級闘争の最先頭には、いつも闘う学生の姿があったことを。六〇年安保闘争、六五年日韓闘争、ベトナム反戦闘争、そして六九年の日本階級闘争の高揚の最先頭に。

だが、勿論、輝かしい日本の学生運動は、いくつかの尊い生命を犠牲にして帝国主義権力の残酷な弾圧に耐えねばならなかった。しかしそればかりではない。帝国主義が、少なからざる数で、労働貴族を買収し、ブルジョワジーの側に立たせたのと同様に、資本主義の腐朽化は、学生運動をもむしばみ、その内部に、帝国主義ブルジョワジーを買収され、改良主義と排外主義をもちこみ、それを越えて闘う者そののしり、権力に売り渡すことをその任務

中央執行委員が選出され、ここに七年間の汚辱をすずぎ、同学会は新たな戦闘的再生を遂げたのである。時は一九七二年十二月十日であった。

再建された同学会を待ち受けていたのは「竹本処分」に対する闘いであった。七三年一月十一日、経済学部教授会は竹本信弘(筆名滝田修)助手に対する分限免職処分を決定し、十六日その審理を京大評議会が行なうことを決めた。この当局の一方的な竹本助手への処分策動は、七二年一月権力のデッチ上げ指名手配によって潜行を余儀なくされた氏に対し、事務手続の形を取りながら裏はその思想を裁くといった政治処分であり、教官、学生、分断支配を自論む中教養路線一新大管法制定策動の先取りとしてある。これに対し再建された同学会を中心に直ちに反撃が組織された。E、L、S、A無期スト、C長期スト、M、P、O長期スト権確立が闘われ、各学部で討論の深化が計られた。この間、各評議員との団交が行なわれて多くの確認書を勝ち取り、反動派による竹本助手の一時的処分の野望を阻止している。しかし、この中で日共がまたもや当局と一体となって処分賛成し、また当局も団交権を否定する掲示を出して巻き返しを狙っていることを警戒する必要がある。この闘いは、戦前の河上、滝川事件にも似て、まさにファシズムとの一大決戦としてあり、これに勝利することが全ての学友に要請されている。

(文中、CII教養部、EII経済学部、LII文学部、PII教育学部、SII理学部、AII農学部、MII医学部、OII薬学部、JII法学部、全闘連II学費値上げ阻止全学闘争委員会連合、TII工学部)

とする輩II民青を生み出してきた。この輩のねらいは、「統一と団結」の名のもとに、差別と分断への批判を封じ、それを固定化させることであり、「民主主義」の名のもとに、ブルジョア議会議制のみを擁護し、人民の武装闘争への道を圧殺することである。民青が私物化していた同学会の名によって告訴告発を行い、その告訴事件によって学友が逮捕され警察が学内に乱入する、そして警察と民青に対して糾弾に立ち上った者を再び大量告訴する、この民青の姿は、帝国主義の番犬でなくて何であろう。

しかし、輝かしい歴史をもつ学生運動のエネルギーは、権力の弾圧に屈することなく、民青の「自治」の腐敗の極致を突き破って、学生自治活動を再生せしめた。それは単に旧に復することを意味するのではなく、血を流し、泥にまみれて獲得した新たな地平である。

チェ・ゲバラが、ボリビア革命に命を捧げたのと丁度同じ日、地球の反対側の日本で、一人の京大生山崎君が、機動隊の重装備の下に若い生命を踏みつぶされた。彼の佐藤訪ベトナム阻止への意志とその死は、ベトナム人民の戦いの「連帯」の自己検証を要求した。この衝動が、大学の内に向けられたとき、全共闘運動が帝国主義大学の上よみの中から、大学内の諸矛盾をほうふつと沸き立たせ、大学は人民の手による解体と再生に向けてめまぐるしく回転をはじめた。一度ころがり出した運動は、国家権力機動隊も、大学当局も、秩序派I民青も決して押しとどめることはできなかった。この偉大な運動も、自分だけで回転しているという限界性を打ち破るために、世界の中で回転する必要がある。日本帝国

主義の根底で血を流し泥にまみれて闘っている人民の輿車とからみあつて回転する必要があつた。そこには未曾有の新しい地平が拓けている。

我々のうちのある者は、七〇年安保後の沖縄施政権返還、沖縄への自衛隊派兵という日帝ブルジョワジーのアジア侵略への政治過程とま正面から闘つた。ある者は、三里塚農民とともに穴を掘り、野を駆けめぐつて闘つた。ある者は、新全総一公害列島の恥部をえぐり出した。

毒物をタレ流し、しかも毒物を平然とタレ流す研究の大義名分の下に臨時職員をこき使っている大学、教育実習生に差別文書をまき、その上、それを指摘されても応えることのできない大学、そして、自己保身のために、竹本助手(滝田修氏)を処分し、はては、新大管法制定策動の水先案内人になり下がらうとしている大学当局、これを追及し、こそくな策動を粉砕する闘いの炎が燃え上りはじめている。政府一文部省の新大管法制定策動に対して、全学の学生が決起するに違いない。

ベトナム反戦闘争の戦列の最先端にやどつた、我々の新しい思想と闘いの質は、全共闘運動の中で深化され、学生運動の共有財産となり、そして、全国各地の人民の闘いに学び結合し、その闘いを大学の中に還元していく中から、今は個々バラバラの細流であつても、新しいそしてとてもなく大きな奔流として形成されはじめている。この奔流を生み出すための一つの熔鉱炉が、京大同学会というそれが、今ここに建設されたのだ。そこには、帝国主義の政治過程との闘いも、政治警察との闘いも、大学での闘い

も、そして人民の闘いから学んだものも投げ込まれるであらう。この熔鉱炉には、すべての闘いが投げ込まれ、燃え上り、溶け合つて、やがて、一つの大きな奔流となつて、未曾有の時代を切り拓くのだ。

さあ行こう。  
夜明けの熱烈な予言者として。

一九七二年十二月二十日

京都大学 同学会

## 二、再建同学会の歩み

### (一) 帝国主義の侵略、差別一排外主義との闘い

帝国主義支配体制の未曾有の危機に臨み、日本の帝国主義者は、大東亜共栄圏を再度構築せんとしている。靖国神社の国営化、天皇、皇室の政治の場への全面的登場はこの目論見の一環である。

同学会は、京滋地区の反靖国を闘っている市民、宗教者と連帯して、靖国神社国営法案を打砕くべく闘っている。中国大陸に於ける三光作戦(殺し尽し、奪い尽し、焼き尽す)に代表される帝国主義侵略戦争を支えた「皇軍兵士」を「国家の英霊」とたてるこの法案に対する闘いは、第二次大戦において日本はアジア人民にはなく、アメリカに負けたのだという、一般意識とその拡大動長をはかる中教審路線との闘いでもある。

「韓」国からの奪取収奪の上にはじめて成立つものであることに目をつぶるもののみが、フォード訪「韓」阻止のスローガンを掲げ得なかつたのである。

### (二) 天皇訪米阻止闘争

フォードによる米帝の世界戦略の立直しも、しかしながらすぐに破綻せざるを得なかつた。75年4月17日ブノンペンに解放され、サイゴンも4月30日に解放された。民族解放一社会主義革命が現代の歴史の主動因であることは、もはや何人も否定できない。帝国主義者はベトナムの事態は民族独立であつて共産主義の勝利ではないと言つ詭弁で、自らの權威の失墜を隠蔽し、一方でシェレンジンジャーの「日・韓・西独の防衛には核使用も辞さない」との発言の如く全世界人民を脅迫し、他方で潰え去つた永遠なる米ソ平和共存体制の幻想に替えて、古きよき時代への郷愁を人民に持たせることによつて、その支配を維持せんとしている。エリザベス来日、アメリカ建国二百周年祭とそれを訪れる日本の天皇という構図は、後者の策動の典型に他ならない。

同学会は、天皇訪米阻止を闘うものは過激派のみであるという商業新聞から「赤旗」まで一体となつたキャンペーンに断平抗し、9・27円山公園野外音楽堂に於て、天皇訪米阻止京都市民集会を一千名の結集で勝取つたのである。そして9・30羽田現地実力阻止闘争へも百名の部隊で結集し、プロレタリア国際主義の地平を堅持し闘い抜いたのである。

### (三) 労働者、農民、被差別大衆の闘いとのお互流

#### (a) 釜ヶ崎越冬闘争

74年5・15京都五大学による靖国紛砕連絡会議結成、6・2全京滋のキリスト者、仏教徒、市民、学生、労働者による、反靖国京滋市民集会と一千名のデモンストレーションは、全国の闘いと呼応して6月3日同法案を廃案に迫らせた。しかし政府はこの法案を、戦没者慰霊表敬法案と名称を変えて成立を期しており、我々は更に戦いを強化せねばならない。

(b) フォード来日訪「韓」阻止闘争

今日、日本帝国主義は、靖国法案、刑法改悪、保安処分新設、地域末端からの治安管理体制に代表される反動的国民統合のみでは決して延命することはできない。日米安保条約、日「韓」条約に象徴される、日米韓共同反革命の強化をも必要としているのである。71年8月のニクソン声明(金ドル交換停止、73年1月ベトナム和平と続く、世界戦略の破産を、アメリカ帝国主義はウォーターゲート事件により、政権の一新をはかることで弥縫せんとした。ニクソンを犠牲の山羊として、フォードを登場させるこの可もなく不可もない大統領のもと、石油ショックアラブの石油を武器とした戦いで降参が生じていた日米安保一極東反革命軍事同盟の再編強化を謀つたのである。

同学会は、フォード来日訪「韓」に際し、羽田現地闘争、京都現地闘争、伊丹現地闘争を貫徹した。この闘いの中では、とりわけフォード訪「韓」に対して積極的に闘うか否かが、南朝鮮に對する日帝の侵出―侵略準備と闘うものと闘わないものとをきらかにした。「韓」國の資本輸入の99・7%が日本からのものであるという事実を目をつぶるもののみが、日本の民主主義制度が、



再建同学会は、ベトナム反戦闘争を継承する潮流が形成したものであるが故に、決して、城內平和的な民主主義に甘んずることとはしない。従って、現在の議会制民主主義の枠を突破した闘いをにならねている人々との合流の中こそ、その活動の「源泉」を持っている。

本工組合主義による臨時雇い、アルバイト、パートタイマーの切捨ては、日本帝国主義の繁栄を支えてきたものであり、その苛酷な故に、それを語る事は、「良識ある市民」にとつては許されぬ事である。釜ヶ崎に於ける越冬闘争への結果は、日本経済の二重構造とは、下層労働者をこき使い、使用できなくなった者は衣食住を奪い、厳冬の中で殺してしまふ事であり、この構造を支えているものが、日帝ブルジョアジーと革新府政であることを身をもって知り、労働者虐殺を許さず、学生運動のエリアト主義、排外主義を克服する闘いなのである。そして、「良識ある市民」の民主主義の犯罪性は、越冬闘争の中からこそ具体的に暴露されてゆくのである。

### (b) 部落解放闘争 (S戸籍闘争)

下層労働者の切捨てと共に部落差別を利用することにより、日帝はその構造的危機を乗切らんとしている。73年10・31の狭山差別、有罪判決はそのことを端的に物語っている。労働者、農民、学生、市民を結果しての狭山共同闘争の大高揚は、日帝を震撼せしめたが故に、寺尾は差別、有罪無期懲役判決を、石川氏に下したのである。

京大に於ける部落解放運動は未だ十分なものであるとは言えない。

もかかわらず開港はおろか、廃港になりかねないところへ迫込まれている。

### (三) 筑波・中教審路線、大学再編粉碎に向けて

#### (a) 筑波粉砕闘争

73年春、新入生を中心にして、筑波法案粉碎の闘いが組織された。5月文学部一周年西組の学友は、IL4筑波粉砕共闘を組織し、各クラスに闘争組織の形成を呼びかけた。そして6月初めには、一回生筑波粉砕共闘が結成され、各クラスで法案や中教審路線の京大に於ける具体化についての学習会、討論会が多数ひらかれ、その中で、竹本処分、強姦予備罪デッチ上げ指名手配中の竹本E助手に対し、E教授会が、勤務成績が悪いとして分限免職処分を名を借りて、彼の処分を断行し河上事件を再演せんとしたもの。このころ、筑波・中教審路線の先取り実質化である事が明らかにされ、またこの処分を日本「共産党が「過激派行」の環として推進していることも明らかになった。各クラスの筑波粉砕共闘に加わっていた民青諸君は、クラスから高まる竹本処分粉砕の声にもかかわらず、竹本は処分すべきだと主張し、又闘争方針を明示できず、自治委員会デッチ上げに失敗し、闘いから脱落した。筑波粉砕闘争は、9・12に七三名の代議員の結果でC代大を勝ち取り、9・13/27Cストで闘われた。そして法案の国会通過は許したが、以降10・21へ一回生が多数決起したことにあきらかなように、その後の筑波・中教審路線への闘いの礎を築いた。

#### (b) 全学臨職体制解体闘争、毒タレ糾弾闘争

竹本処分粉砕の闘いを並行して、全学臨職体制解体闘争と、毒

いが、「特殊部落地名総鑑」なる差別書籍が大企業を中心に流布している現在、理学部の職員、学生を中心に闘われた戸籍闘争は、今後の闘いの方向を指示している。74年5月、定員内化を勝ち取った臨時職員に対し、S当局は戸籍簿本の提出を要求したが、職員は部落差別が公然として存在している現在、出身地を明らかにする戸籍提出は差別であるとしてこれを拒否した。S当局は最初不採用候補を持って職員を屈服せんとしたが、斯平たる反響にあい、何ら理由をおきらかにせず戸籍提出は拒否した。S当局は融和主義的、ねた子は起すな式の事態收拾をはかり、総長以下大学習局もこれに同調している。「地名総鑑」発行に代表される攻撃に対し、我々はこの闘いの地平を堅持し、発展させてゆかねばならない。

#### (c) 三里塚空港開港阻止闘争

本年1月23日、三里塚に於て、若山大鉄塔、反対同盟が飛行機の発着阻止のため建設、破壊用道路の建設が開始され、三里塚農民を先頭にこれに対する阻止闘争が展開されている。日本階級闘争の最先頭で戦っている三里塚農民の戦いを決して孤立させてはならない。71年9・16東峰十字路戦をして、「日本のベトナム戦争だ」とブルジョアジーに言わしめた三里塚の戦いを、行過ぎであるとして清算してしまふ潮流は、先に述べた「良識ある市民」へ転落し、ブルジョアジーによる社会連念の組織化への屈服にあつて二歩なのである。三里塚農民の戦いに恒常的支援体制で応える中、このような潮流への批判もあわせて組織してゆかねばならない。今や成田空港はブルジョアジーのキャンペーンに

物タレ流し糾弾闘争が、筑波・中教審路線先取り実質化に対する闘いとして闘われた。前者は、政府文部省の総定員法に基づく職員の総ワクを認めた上で、不足労働力を臨時職員を研究費で雇うことよつて補い労働災害、職業病発生の際には補償なしで首を切るという前近代の雇用体制を京大の権威の下であたり前だと居直った各研究室（とりわけS・T）に対する闘いであり、当局は労働者の要求に警察への密告、告訴でこたえ、現在も裁判闘争が闘われている。後者は、実験廃棄物である重金属のタレ流し、淀川汚染、飲料水汚染への闘いであり、現在、京大安全センターの設置という一定の成果を獲得している。

#### (c) 文教委来学包囲糾弾闘争

73年の筑波粉砕闘争において破産し、74年5月C代大に登場し、大衆的糾弾を受けた日「共」一民青は、その後も大衆運動を展開し得ず、ついに、参議院で「京大は暴力支配されているから調査が必要だ」と問題化し、国政調査権の行使と称して京大へ来ることに、政府自民党と一体となつて国会議員の権威による闘争圧殺を行なおうとした。日「共」は、以前から京大出版会、京大新聞社に対しては、「暴力集団が運営しているからつぶせ」と国会で主張し、またマスコミの連合赤軍に対する誹謗中傷を利用して、京大の闘う学生、教官の社会的孤立を謀るなど、「過激派行り」をやつており、この文教委来学もその一環であった。そして来学を前に、学寮に関して、暴力集団の拠点であり、男と女が一諸に住んでいるという、事実の一面化と断片化による、社会連念の組織化や、京大生以外のものが住んでいるという排外主義を煽る

キャンペーンが、「赤旗」「左京民報」等を通じてなされたのである。しかし、日本「共産」党の目論見は、全関西の労学三〇〇〇名の決起の前に、潰え去った。彼らの機関紙などを駆使しての大衆操作と票の獲得は、大衆的な討論と権力、資本との非妥協的闘いになっていくものには通用しなかつたのである。

(本年2月9日、10日、首都、仙台と闘われた、学費値上げ阻止東北大学生処分粉碎の闘い、あるいは、東南アジア研究センター解体の闘いについては別稿にゆずるがこれらの闘いも、以上のような闘いの蓄積の上に成立していることは言うまでもない。)



### 三 同 学 会 の 一 年

はじめに

75年は、インドシナ革命戦争の完全勝利という世界史上に不滅の足跡を残した。だが、それは同時に、危機に瀕り立てられ最後の延命の途を必死で追い求める帝国主義の一層凶暴な攻撃の開始の年でもあった。この文字通りの激動における同学会の足あとを簡単に辿ってみよう。

- (一) インドシナ革命戦争完全勝利を祝う  
4月30日、遂にベトナムが完全解放された。ベトナム人民の幾年にもわたる闘いは、単にインドシナ半島にとどまらず、全世界の民族解放—社会主義革命、全ゆる被抑圧人民の先頭に立つものであった。4・30は、帝国主義が死の淵に向かい、民族解放戦争、被抑圧人民が攻勢にうつて出る時代の幕開けを告げたのである。  
この日、京大時計台には、二色金星の解放旗が高々と掲げられた。そして、5月10日には、ベトナム解放を祝う全京都一千余の労働者市民とともに、同学会は四条通りを席捲するデモでインドシナ人民への連帯を歌い上げたのである。
- (二) 日米朴一体となった侵略反革命戦争準備、沖縄海洋博粉碎の闘い  
このインドシナ解放に示された世界史の趨勢、とりわけ朝鮮人

民の反朴反日祖国統一闘争に恐怖し、日米帝と朴軍事政権の更なる一体化のもと、安保—反革命軍事同盟の急激な強化を策じたのである。

なかでも、沖縄は、この侵略反革命戦争の「最前線基地」として強化されてきた。72年沖縄「返還」のもたらしたものは、自衛隊の「本土」からの派兵を始めとする軍事基地の強化であり、大和(やまと)資本による侵略と失業、農業破壊の進行であり、皇太子訪沖を始め、天皇制のもとに全ゆる沖縄人の怒りを押し殺す攻撃であった。海洋博とそれを口実にした皇太子訪沖こそ、このような攻撃の頂点をなすものだったのである。

我々は、これら急速な朝鮮への侵略戦争準備、沖縄への一層の植民地化攻撃に対して、朝鮮人民、沖縄人民への連帯の意を明らかにし、春から夏の連続的な闘いを担い抜いた。なかでも、7・17皇太子訪沖阻止、7・20海洋博開催日には、「海洋博観光」の名で沖縄を踏み荒らそうとする海洋博観光船の出航阻止を大阪港で闘ったのである。同時に、学内において「海洋博テーマ委員」として海洋博に加担する「教授高坂正堯」の数度にわたる追及を貫徹したのである。

7・17沖縄人青年によって皇太子に叩きつけられた火焔ピンは、沖縄人民の闘いの新たな質を象徴するものであった。「復帰」幻

想の打砕かれた今、沖縄では、反米反ヤマト、反基地反自衛隊、反天皇の闘いが急激に燃え広がらんとしている。

### ③ 天皇訪米阻止闘争

以上の一連の侵略戦争準備の最大のものが、9・30天皇訪米であった。それは単に日米の帝国主義の更なる同盟関係強化を目指すのみならず、戦前・戦後（象徴天皇という欺瞞のペールに拘らず）一貫して、侵略と差別と排外主義の元凶である。天皇を再度登場させ、人民を再びアジアへの侵略戦争に駆りたてんとするものなのである。

同学会は、夏休み明けと同時に「天皇訪米阻止中央闘争委員会」を結成し、一月にわたる密集した闘いに入った。官製スパイ機関「公安調査庁」の学内潜入、「天皇への宗教的思慕は反動的ではない」と天皇制に屈服する日共・民青等の敵対をはねのけ、九月二十二日C代議員大会勝利、L・P・M学大の勝利と闘争態勢は打開められた。

二十七日同学会主催による「天皇訪米阻止京都市民集会」が円山野外音楽堂で開催された。小雨にも拘らず、労働者・市民・学生二千名という天皇訪米への広汎な怒りが結集された。井上清氏、中国帰還者連絡会からの講演を始め、天皇（制）とその新たな登場場への糾弾が確認されたのである。そして三十日訪米当日、我々は、機動隊のガス銃、放水車までを繰り出しての大弾圧にも拘らず、羽田現地闘争を貫徹した。更に十月八日、先に渡米した同学会の同志によって、アメリカの先進的日系青年・在米中の第三世界の青年達と同学会との天皇訪米を糾弾する共同声明が発表され

の闘いは未だ非常に不十分である。我々は、最高裁の上告棄却を許さぬ日常的な闘争体制を打固めるとともに、狭山闘争のみならず地域における部落大衆との共同の闘いを着実に押し進めなくてはならない。狭山闘争―解放運動こそ、学生がどのような思想といかなる主体で闘うのかを最も鋭く問う闘いであるからである。

### ④ 東南アジア研究センター解体闘争

東南ア研は、過去幾多の侵略加担を積み重ねてきた京大にあった。最も強力かつ直接的な「侵略の水先案内人」として機能してきた。62年米フォード財団の資金援助のもとに誕生して以来、京大の闘う学生・教職員が攻撃を受けてきた東南ア研は、にも拘らず五月末に「センター」から「研究所」への昇格・拡張のための予算要求を行なっていることを知った我々は、即座に昇格阻止の闘いを組織し、「今年度は昇格見送り」という一定の勝利をえた。

そして、我々は、京大新聞紙上での論争等を通じて、「東南ア

ジアは公害規制が緩いから公害企業は進出すべき」「東南アの低賃金労働力をもっと利用すべし」等の東南ア研の恐るべき侵略の思想を暴露するとともに、東南ア研協議会を通じて、各学部が東南ア研に協力している事を知り、闘いは全学部に広がった。

更に、十一月・十二月と二度にわたって東南ア研が、「旭硝子」等侵略企業をかき集め「公開講座」―侵略セミナーを開催せんとしたのに対し、我々は再び闘いを呼びかけた。東南ア研の頭目「市村は、まず配下の右翼ゴロツキによって我々にテロ・リンチを加え、それでも叶わないとみるや、大量の機動隊を導入して弾圧

た。天皇は決して歓迎されてはいない。我々とともにアメリカの被抑圧人民も、この侵略戦争の親玉、日米強盗同盟を鋭く糾弾する国際的な闘いを行なったのである。

確かに天皇訪米は阻止されなかった。しかし、天皇制が侵略戦争とそれに向けての差別・排外主義攻撃の支柱として、全ゆる反動の支柱としてあることは鋭く突き出された。今後強化・拡大されこそすれ、決して弱まることのない天皇制攻撃とより持続的に闘っていかねばならない。

四 狭山差別裁判糾弾・最高裁による上告棄却阻止への闘い  
無実の部落青年石川氏に対して、「昨年十月三十一日東京高裁寺尾裁判長は、無期懲役という許すことのできない差別し有罪判決を下した。日本資本主義にとって常に階級支配の要であった部落差別に対して、部落大衆はもとより、労働者・市民・学生による狭山差別裁判糾弾の共同闘争が闘い抜かれ、文字通り階級支配・差別―分断支配の根幹に迫らんとするものであったが故に、高裁寺尾は、白を黒といいくるめ、この差別判決を強行したのである。

10・31判決以降、「あれだけ闘ったのに敗けた」と狭山闘争を清算してしまうような傾向を始め、様々な誤った傾向を克服しようとするともに、5・23石川氏不当逮捕18周年、10・31寺尾判決一周年、そして1・28上告趣意書提出期限日と、解放同盟の呼びかけに応じて闘いに決起してきた。

しかし、狭山闘争が最高裁段階に入り、しかも現下の経済危機の中で、差別と融和主義攻撃が一段と強化されつつある時、我々





を行ない、その反革命的な本質を暴露したのである。

この様な闘いの中で、東南ア研の正体は増々明らかになり、東南ア研の孤立は深まっている。我々、南朝鮮・東南アジアへの侵略反革命を許さぬものにとつて、単に学内的のみか全国的にまで東南ア研・市村一派を放逐するまで闘いはやむことができない。

(内) 学費値上げ阻止・政治処分粉砕の闘い  
政府・文部省は再度の学費値上げをうち出した。しかも、筑波—中教審路線下の大学再編・管理強化攻撃は、闘う学友への政治思想処分社会的抹殺攻撃を始め全国で吹き荒れている。我々が学費闘争を闘うにあたって確認した方向性は次の三つであった。

第一に、ストライキという最高の戦術を駆使し、非妥協的な実力闘争体制を作り出すこと。

第二に、現在の学費攻撃が学生運動の全国的な一定の混迷と分断の状況を狙ってかけられている事をふまえて、全国学生戦線の戦闘的な共闘を克服すること。しかも、その力で最も尖端的な大学再編攻撃である東北大学生処分を粉砕すること。

第三に、学費を単なる学生の「属」としての利害の水準から見るのではなく、公共料金上げや税の収奪強化等、労働者大衆からの収奪強化の一環として捉え、帝国主義の侵略反革命・差別排外主義・搾取・収奪強化と総対決する闘いへと不断に高め上げること。

以上の基本的方向の中で、一月に入ってから各クラスでの闘争体

制・スト実結成の大衆の高揚が克ち取られ、一月二十二日C代大そして四学部の学大に勝利し、C無期ストを中心に全学的なスト体制が形成された。

この中で、2・3全関西、2・9全国(東京) 10東北大現地と連続的な共闘が克取られていたのである。特に、2・9と10闘争は、全国30数大学七百名の学友の結果で貫徹された。10東北大においては、東北大「筑波大化」の元凶C管理棟への実力攻撃をも含め、ブルジョア新聞でさえ「東北大処分問題が一挙に全国化した」と言わざるを得ない闘いが行なわれた。この連続闘争のなかで、全国の学友の意識の共有化がなされ、とりわけ東北大闘争を全国の学生の課題として闘うことが確認されたのである。

またこの闘争の最中に、京大同学会の学友六名を含む十五名も逮捕がなされたことは、権力が、この新たな学生運動の胎動を恐れていることの表われである。

その後、当局による入試を口実としたCバリストへの機動隊導入という攻撃がなされたが、三月二日の総長への徹底追及を皮切りに新たな闘争体制が、とりわけ省令による学費値上げ強行という攻撃に対して進められつつある。

そして今後の闘いは、新入生諸君とともに更に発展していくであろう。民族解放・社会主義革命の前進、「ロッキード疑獄」に示された帝国主義の内部分裂と腐朽性の一面の深まり、侵略反革命に向けた人民抑圧の強化に対し、労働者・被差別大衆の闘いはまさに燃え広がらんとしている。我々全人類の解放を望むものにとって絶好の時代の到来なのである。



最後に、このような闘いに対して、かの日共—民青社会排外主義差別集団が、我々への誹謗中傷、「暴力一掃」を叫びつつも武装襲撃と、警察へのタレ込み以外何一つなしえなかったことを付け加えておこう。闘う学友を権力に売渡し、機動隊に守られつつデッチ上げ「自治委員会」(無論修めに失敗したが)をやる位しか考えつかない彼らには、学生運動・階級闘争と無縁なばかりか、増々その阻害物になり下がっているのである。

#### (四) 文化活動の成果

同学会再建以来、我々は文化領域における活動をも進めてきた。とりわけ、今年には、代々木民青の宗派的敵対—十一月祭私物化を許さず、十一月祭への主体的参加を果し、「世界革命の原像」においては、連日のシンポジウムの中で、中国、東南アジア・アンゴラ等の闘いの現状報告と討論が真剣にかけられた。

また、同学会海外向け機関紙「THE DOHGAKKAI」の発行等、国際連帯活動も着実に進んできている。

以上、若干羅列的ではあるが、今後の闘いの発展に向け、新入生諸君と我々との問題意識の交流の糧となることを期待する。

(注) C 教養部 A 農学部 S 理学部 L 文学部 E 経済学部 J 法学部 T 工学部  
P 教育学部 M 医学部 の 選挙部 代大 代議員大会 学大 学生会

- 一九七一年
- 一月~四月 学費値上げ阻止斗争
- 五月 第一次告訴・告発(八島・木下両君に対して)
- 九月 八島・酒井両君不当逮捕さる。
- 十月 第二次告訴・告発(十二名の学友に対して)
- 十一月 10 教養部代議員大会(C代大)。日共一民青に私物化されていたC自執行部を罷免し、C自臨時執行部を確立する
- 十一月 29 全学学生大会。日共一民青に私物化されていた同学生会執行部を罷免し、代議員会解散を決議。選挙管理委員長を選出
- 十二月 20 同学生会再建(第一回代議員会)八島久男委員長を中心に執行部を確立
- 一九七三年
- 一月 11 E教協協議会学外に逃亡し、竹本氏分限免職処分の評議会への上申を決定。「告」を出し、全講議・演習を中止し、E全教協逃亡

- 一月 各学部で評議員を追及。各学部学大を開き、竹本処分粉砕の斗争態勢を構築する。
- 二月 18 学費学園斗争勝利・安田決戦四周年全関西学生総決起集会
- 一月 24 C代大。1・27、2・14長期スト決議
- 二月 1 27 京大全構成員集会(竹本・中山問題に関して)
- 二月 9 総長掲示抗議行動・事務局長追及。いわゆる「セットウ事件」、機動隊乱入。
- 二月 11 学内強制搜索。八島委員長全国指名手配さる
- 二月 15 C代大。2・16、20Cストを決議。
- 三月 26 京大全構成員集会(竹本・中山問題に関して)
- 三月 1 1 「入試を口実としたロックアウト」粉砕斗争。この間大学当局によりしきりに機動隊導入なされる。
- 三月 5 全学臨職斗争委員会(全臨斗)への弾圧。三名を不当逮捕。一名を全国指名手配。学内外不当搜索。

- 3 15 全臨斗時限ストライキ
- 3 24 差別・分断・生活破壊と斗かう全国労学交流集会(京大)
- 四月 各学部学大開催。筑波大学設置粉砕への斗争体制を整える。
- 四月 11 T・P・M・φ・A各学部入学式に介入、情宣を貫徹する
- 四月 19 季承晩打倒南朝鮮学生革命十三周年全関西集会
- 四月 27 ゼネスト連帯全京大決起集会
- 四月 28 沖繩デー
- 四月 20 新入生歓迎連続シンポジウム(同学生会主催)。宇井純開幕講演
- 五月 8 記念講演、「現代産業構造における臨時労働者」(全臨斗)、「釜ヶ崎と高橋和己」(底辺委)、「列島改造と住民斗争」(伊方共斗)、「弾圧網を包囲せよ」(救対)、「戦後史からの証言」(同学生会)、など
- 五月 1 釜ヶ崎メーデー
- 五月 15 沖繩斗争
- 六月 6 月 筑波法案粉砕斗争が教養部を中心に斗われる
- 六月 14 P差別文書配布糾弾斗争一周年全京大集会
- 六月 15 樺美智子虐殺十三周年

- 6 22 Cバリスト。筑波法案文教委強行通過に抗して
- 6 23 安保斗争。筑波法案粉砕斗争
- 6 28 いわゆる「清風荘密会事件」
- 七月 「犯人(竹本・隠避)容疑で全国九ヶ所一斉搜索。池田研究室不当搜索。教養五百名の決起で官憲一機動隊を学内からたたき出す。
- 七月 3 七三年度前期同学生会代議員会。新執行部確立(荒川久志委員長)
- 七月 10 庶務部長・課長追及。ここで6・28「清風荘密会事件」の真相を糾明する。大学当局による機動隊導入
- 七月 11 「こんなことは許さないぞ」の会集会
- 七月 16 京都市役所糾弾斗争。京都市のタコ部屋行政に抗して釜ヶ崎の労働者と市役所前でハンストに突入。連日抗議斗争。
- 七月 釜ヶ崎労働合宿
- 八月 学内不当搜索。六・二八、七・一〇、及び全臨斗のA部長追及に関連してS・C・同学生会ボックスを搜索。
- 九月 4、12 C期間外試験粉砕行動
- 九月 12 C代大。9・13、27Cストを決議。
- 九月 13 筑波法案粉砕全学総決起集会
- 九月 14 京大全構成員集会(中山・竹本問題)



- 9・16 三里塚東峰二周年・秋期斗争宣言全関西集会
- 9・17 京都市役所糾弾全京都集会
- 9・18 柳条溝事件四十二周年全関西集会
- 9・22 労災職業病公害と斗かう第二回全関西活動者会議
- 9・25 京都市役所糾弾大包围デモ
- 9・27 C部長団交
- 十月
- 10・5 ミッドウェー横須賀母港化阻止現地斗争
- 10・8 羽田斗争六周年全関西集会
- 10・20 全関西学生総決起集会
- 10・21 国際反戦デー全国労字市民総決起集会(首都二〇〇〇)
- 10・24 伊方原発粉砕連続斗争。24全関西集会(京大)、27・29
- 10・29 伊方現地斗争
- 十一月
- 11・5 京大「公害」発生源を糾弾する全学集会
- 11・7 総長団交 機動隊導入
- 11・10 C評議員団交
- 11・11 機動隊子内乱入、不当捜索
- 11・18 労災職業病公害と斗かう全関西活動者集会
- 11・18 展示会「労災・職業病・公害の実態。同学会十一月祭企画
- 11・27 狭山再開第一回公判
- 11・29 全学学大一周年集会

- 11・30 同学会タイ派遣団(アジア学生会会議への)強制送還される
- 十二月
- 12・3 全臨斗総長室前すわり込みに突入  
(この頃生活必需品の極端な値上げ始まる)
- 12・6 狭山再開第二回公判
- 12・8 〃 第二回公判
- 12・14 釜ヶ崎越冬斗争勝利全関西集会
- 12・15 岡本新総長の登壇
- 12・20 日「韓」關係會議粉砕全京大集会
- 1・8 釜ヶ崎越冬斗争
- 一九七四年
- 一月
- 1・22 評議員・学生部長団交
- 1・24 工学部自治会再建第一回自治委員会開かる
- 1・29 七三年度後期同学会代議員会。新執行部確立(荒川久志委員長)
- 二月
- 2・7 狭山再開第四回公判
- 2・11 紀元節粉砕アジア人民の抗日斗争に連帯する全関西労字交流集会
- 2・14 狭山再開第五回公判
- 三月
- 3・22 狭山再開第六回公判

- 四月
- 4・1 全臨斗四名逮捕。学内不当捜査を告ぐる
- 4・20 診問研 四十八研修団主催「人体実験に関するシンポジウム」
- 4・22 土木V回生大会。4・28・5・8ストを決議
- 4・24 M学大 防衛医大開校阻止、RI人体実験糾弾。4・24  
28スト決議、E竹本処分・河上事件研究会
- 4・25 筑波大開校阻止現地斗争 防衛医大開校阻止現地斗争
- 4・28 全関西集会(沖繩・朝鮮・狭山斗争勝利 於大阪)
- 五月
- 5・15 全関西集会(沖繩・朝鮮・狭山斗争勝利、反動諸立法粉砕 於円山公園)
- 5・20 E尾崎糾弾集会
- 5・21 C代大(民青の登場と採決からの逃亡↓流会)。寮斗争破壊、以前のC代大のポイコット、破壊策動に関する見解を民青に求めるも、満足な回答得られず。L学大(教育の帝国主義的再編粉砕・反動諸立法粉砕 狭山・臨職・伊方斗争勝利)、5・22・6・3スト決議。
- 5・27 RI討論会(ラジオ・アイントロップによる人体実験について)
- 六月
- 6・5 S戸籍問題説明会
- 6・7・8 佐伯千巳連続講演会、刑法改悪に抗して。
- 6・13 C代大(新大管法粉砕・帝国主義的国民総合粉砕)、C

- スト(6・14・19)決議。S学大(戸籍斗争勝利・新大管法粉砕) A学大、6・14、15スト
- 6・15 全京大集会。五〇〇名決起。刑法改正阻止・保安処分新設粉砕・全関西交流集会(於京大)
- 6・22 刑法改悪・保安処分新設粉砕集会(於京大)
- 6・25 吉田寮6・25弾圧(一名逮捕)、民青の密告による。
- 6・27 戸籍斗争、S・C主任団交
- 七月
- 7・2 戸籍斗争、S部長団交
- 7・7 口溝橋事件三十七周年集会(円山公園)
- 九月
- 9月 狭山連続斗争(9・3、5、10、20、24、26、10・3)
- 9・22・23 全国医学生ゼミ「福祉幻想の中の医療」反医学总会
- 9・26 狭山差別裁判糾弾十万人集会(於日比谷野音)
- 十月
- 10・8 L学大、スト(10・9・21、10・31)
- 10・16 参議院文教委員会糾弾集会、労字三千名
- 10・18 M学大(朝鮮・狭山斗争勝利・フード来自阻止)
- 10・31 狭山有罪判決、L実力バリスト、L・Cハンスト抗議
- 十一月
- 11・14 S学大、スト(11・16・21)
- 11・15 M学大、スト(11・18・22)。海洋博・CTS粉砕全学集会

11・18 フォード来日訪「韓」阻止羽田現地斗争 三千七百名  
 11・21 フォード京都現地斗争（入浴訪「韓」阻止）千名  
 11・22 伊丹現地斗争、訪「韓」阻止、九百名  
 一九七五年  
 一月

1・23 C代大 八百名近い結果で学費値上げ阻止と無期スト突  
 入が圧倒的に可決さる。4・11までパリストが貫徹され  
 る  
 2・20 Cチェック・ポイント代大 4・11までの長期ストを決  
 定  
 2・23 八鹿教育差別事件糾弾現地集會に結果  
 2・28 民青デッチ上げスト破り、C代大を粉砕  
 3・1 当局一機動隊によるCでの入試強行パーリスト破壊粉砕  
 斗争  
 3・2、5 入試情宣と機導隊導入糾弾ハンスト斗争  
 四月  
 4・11 入学式に介入情宣  
 4・19 季承院打倒十五周年・南朝鮮人民・インドシナ人民連帯  
 全京大集會  
 4・28 インドシナ革命戦争連帯・沖縄海洋博粉砕全学集會

を席捲するデモ（主催 同学生会）  
 9・30 天皇糾弾阻止羽田現地斗争 京大から百五十名結果 機  
 動隊の放水を粉砕して斗われる  
 十月  
 10・8 山崎・ゲバラ同志追悼 天皇訪米糾弾全京都集會 アメ  
 リカの革命的第三世界人民との天皇訪米粉砕共同声明発  
 表さる。デモンストレーション中に同志一名不当逮捕さ  
 る。  
 10・12 三里塚斗争勝利・岩山鉄塔防衛現地集會に結果 援護を  
 行なう。  
 10・21 学費・狭山・三里塚斗争勝利、国際反帝斗争全学集會、  
 百名  
 10・31 狭山差別有罪判決一周年狭山斗争勝利全国集會に結果  
 十一月  
 十一月 東南アジア研究センター解体斗争を東京・大阪に  
 於ても行なう。  
 11・10 東南ア研優勝セミナー粉砕斗争。首都でセミナー会場に  
 四戦士突入  
 11・20 学費値上げ阻止・慶大斗争連帯全国斗争。医学連  
 同学生会先頭に全国二百名  
 11・21 11月祭、民青の宗派的敵対を許さず「世界革命の原像」  
 をはじめ主体的に参加  
 11・25 東南ア研侵略セミナー粉砕・学費値上げ阻止全学集會  
 12・15 東南ア研侵略セミナー粉砕・学費値上げ阻止全学集會  
 12・16 東南ア研侵略セミナー粉砕大阪現地斗争、同時に東南ア  
 研究入、所長市村機動隊を導入、夜市村との徹夜団交。

五月  
 5・10 ベトナム完全解放を祝う全京都集會、千名（主催 京  
 都ベ平連）、同学生会百が結果する。  
 5・19 全京都集會の日共武装部隊を粉砕  
 5・23 石川青年不当逮捕十三周年・狭山斗争勝利全京都集會  
 （主催 部落解放同盟京都府連）。L・Mストで決起  
 5・29 東南ア研の研究紙への昇格阻止全学集會  
 5・30 東南ア研との団交、昇格を阻止す  
 六月  
 六月 八月 海洋博粉砕斗争の高揚を勝ちとる。  
 6・15 皇太子訪沖阻止・海洋博粉砕全関西集會 二百名  
 6・16、23 同学生会全学区選挙、三千八百余の投票で成立。  
 7・4 同学生会代議員会  
 7・17 沖繩人青年の皇太子火炎ビン糾弾に応え、皇太子訪沖斗  
 争を全国で斗い抜く。  
 7・20 海洋博観光船出港阻止大阪港現地斗争  
 8・20 三木訪米阻止全学集會  
 九月  
 9・3 関東大震災朝鮮人虐殺糾弾・天皇訪米阻止全学集會  
 9・19 公安調査官の学内侵入に天皇訪米阻止斗争への予防弾庄  
 大衆的に糾弾される  
 9・22 C代大、天皇訪米阻止にむけ23、30Cストを六百名の結  
 集で可決。他にL・E・P・Mがストを可決。  
 9・27 天皇訪米阻止全京都市民集會（於 円山野音）  
 八百九十余の労働者・市民・学生を結果する。四条通り

12・18 所長市村と再団交、四時間にわたり追及。  
 一九七六年  
 一月  
 1・9 学費値上げ阻止・朝鮮侵略反革命戦争粉砕全学集會 学  
 費斗争の本格的突入を宣言  
 1・21 機動隊に守られた日共の学費斗争破壊策動にC自治委員  
 会開催策動を粉砕。  
 1・23 C代大、六百三十三名の代議員の結果で学費値上げ阻止  
 ・C無期ストを可決。他にL・E・P・F各学部で長期  
 ストに突入。  
 1・28 狭山斗争完全勝利・最高裁上告棄却阻止全京都集會（主  
 催 京都府連）に結果  
 1・31 C部長団交、「学費斗争へ敵対しない」との確約。この  
 頃各学部長団交も行なわれる。  
 二月  
 2・3 学費値上げ阻止・東北大学生処分粉砕全関西（連統シン  
 ポ）集會、三百名、六名不当逮捕（四日後に奪還）。  
 この頃此のボックス占拠、後期試験強行粉砕連日斗われ  
 る。  
 2・9 学費値上げ阻止・東北大学生処分粉砕全国集會 東京松  
 町公園に全国七百名を結果、同学生会百名で牽引す。  
 2・10 東北大学生処分粉砕仙台現地斗争  
 2・26 Sの教養部に於る入試強行を粉砕すべくC部長室・事務  
 室を占拠。

五月  
 5・10 ベトナム完全解放を祝う全京都集會、千名（主催 京  
 都ベ平連）、同学生会百が結果する。  
 5・19 全京都集會の日共武装部隊を粉砕  
 5・23 石川青年不当逮捕十三周年・狭山斗争勝利全京都集會  
 （主催 部落解放同盟京都府連）。L・Mストで決起  
 5・29 東南ア研の研究紙への昇格阻止全学集會  
 5・30 東南ア研との団交、昇格を阻止す  
 六月  
 六月 八月 海洋博粉砕斗争の高揚を勝ちとる。  
 6・15 皇太子訪沖阻止・海洋博粉砕全関西集會 二百名  
 6・16、23 同学生会全学区選挙、三千八百余の投票で成立。  
 7・4 同学生会代議員会  
 7・17 沖繩人青年の皇太子火炎ビン糾弾に応え、皇太子訪沖斗  
 争を全国で斗い抜く。  
 7・20 海洋博観光船出港阻止大阪港現地斗争  
 8・20 三木訪米阻止全学集會  
 九月  
 9・3 関東大震災朝鮮人虐殺糾弾・天皇訪米阻止全学集會  
 9・19 公安調査官の学内侵入に天皇訪米阻止斗争への予防弾庄  
 大衆的に糾弾される  
 9・22 C代大、天皇訪米阻止にむけ23、30Cストを六百名の結  
 集で可決。他にL・E・P・Mがストを可決。  
 9・27 天皇訪米阻止全京都市民集會（於 円山野音）  
 八百九十余の労働者・市民・学生を結果する。四条通り

12・18 所長市村と再団交、四時間にわたり追及。  
 一九七六年  
 一月  
 1・9 学費値上げ阻止・朝鮮侵略反革命戦争粉砕全学集會 学  
 費斗争の本格的突入を宣言  
 1・21 機動隊に守られた日共の学費斗争破壊策動にC自治委員  
 会開催策動を粉砕。  
 1・23 C代大、六百三十三名の代議員の結果で学費値上げ阻止  
 ・C無期ストを可決。他にL・E・P・F各学部で長期  
 ストに突入。  
 1・28 狭山斗争完全勝利・最高裁上告棄却阻止全京都集會（主  
 催 京都府連）に結果  
 1・31 C部長団交、「学費斗争へ敵対しない」との確約。この  
 頃各学部長団交も行なわれる。  
 二月  
 2・3 学費値上げ阻止・東北大学生処分粉砕全関西（連統シン  
 ポ）集會、三百名、六名不当逮捕（四日後に奪還）。  
 この頃此のボックス占拠、後期試験強行粉砕連日斗われ  
 る。  
 2・9 学費値上げ阻止・東北大学生処分粉砕全国集會 東京松  
 町公園に全国七百名を結果、同学生会百名で牽引す。  
 2・10 東北大学生処分粉砕仙台現地斗争  
 2・26 Sの教養部に於る入試強行を粉砕すべくC部長室・事務  
 室を占拠。

五月  
 5・10 ベトナム完全解放を祝う全京都集會、千名（主催 京  
 都ベ平連）、同学生会百が結果する。  
 5・19 全京都集會の日共武装部隊を粉砕  
 5・23 石川青年不当逮捕十三周年・狭山斗争勝利全京都集會  
 （主催 部落解放同盟京都府連）。L・Mストで決起  
 5・29 東南ア研の研究紙への昇格阻止全学集會  
 5・30 東南ア研との団交、昇格を阻止す  
 六月  
 六月 八月 海洋博粉砕斗争の高揚を勝ちとる。  
 6・15 皇太子訪沖阻止・海洋博粉砕全関西集會 二百名  
 6・16、23 同学生会全学区選挙、三千八百余の投票で成立。  
 7・4 同学生会代議員会  
 7・17 沖繩人青年の皇太子火炎ビン糾弾に応え、皇太子訪沖斗  
 争を全国で斗い抜く。  
 7・20 海洋博観光船出港阻止大阪港現地斗争  
 8・20 三木訪米阻止全学集會  
 九月  
 9・3 関東大震災朝鮮人虐殺糾弾・天皇訪米阻止全学集會  
 9・19 公安調査官の学内侵入に天皇訪米阻止斗争への予防弾庄  
 大衆的に糾弾される  
 9・22 C代大、天皇訪米阻止にむけ23、30Cストを六百名の結  
 集で可決。他にL・E・P・Mがストを可決。  
 9・27 天皇訪米阻止全京都市民集會（於 円山野音）  
 八百九十余の労働者・市民・学生を結果する。四条通り

12・18 所長市村と再団交、四時間にわたり追及。  
 一九七六年  
 一月  
 1・9 学費値上げ阻止・朝鮮侵略反革命戦争粉砕全学集會 学  
 費斗争の本格的突入を宣言  
 1・21 機動隊に守られた日共の学費斗争破壊策動にC自治委員  
 会開催策動を粉砕。  
 1・23 C代大、六百三十三名の代議員の結果で学費値上げ阻止  
 ・C無期ストを可決。他にL・E・P・F各学部で長期  
 ストに突入。  
 1・28 狭山斗争完全勝利・最高裁上告棄却阻止全京都集會（主  
 催 京都府連）に結果  
 1・31 C部長団交、「学費斗争へ敵対しない」との確約。この  
 頃各学部長団交も行なわれる。  
 二月  
 2・3 学費値上げ阻止・東北大学生処分粉砕全関西（連統シン  
 ポ）集會、三百名、六名不当逮捕（四日後に奪還）。  
 この頃此のボックス占拠、後期試験強行粉砕連日斗われ  
 る。  
 2・9 学費値上げ阻止・東北大学生処分粉砕全国集會 東京松  
 町公園に全国七百名を結果、同学生会百名で牽引す。  
 2・10 東北大学生処分粉砕仙台現地斗争  
 2・26 Sの教養部に於る入試強行を粉砕すべくC部長室・事務  
 室を占拠。

- 3・1 当局Cバリスト・S占拠に対し機導隊を導入して排除
- 3・2 総長団交勝取る。受験生へ学費値上げ阻止斗争への結集
- 3・5 を訴える
- 3・10 大学再編粉碎・政治思想処分粉碎・学費斗争勝利全国シンポジウム、関西中心に十一大学結集。

### 写真説明

表紙 4月30日サイゴン解放と同時に時計台に掲げられた二色金星旗

表紙の次 ①ベトナム完全解放を祝う京都の労・学・市民

②天皇訪米阻止 9・27全京都集会

③2・10東北仙台現地斗争

④機動隊導入に関して追及を受ける岡本総長

中表紙 仙台に結集した全国の部隊

四三ページ 1・23教養部代議員大会

四五ページ 仙台現地斗争



# 京都大学同学会規約

## 第一章 総則

第一条 (名称) 本会は京都大学同学会と称する。

第二条 (目的) 本会は、会員の自治により、

学問の自由、学園の自治、民主主義をまもりつつ、会員の文化体育活動の育成と社会的経済的条件の改善などを通じて、学生生活全般の発展向上をはかり、あわせて恒久平和と人類の福利に寄与することを目的とする。

第三条 (会員) 会員は京都大学学生とする。

第四条 (会員の権利) 本会の会員は左の権利を有する。

- 一 本会のあらゆる機関に対して自由に意見を述べる権利
- 二 所定の役員を選挙し、又は所定の役員に選挙される権利
- 三 本会の行なう全ての事業に参加し、その利益を公平に享受する権利
- 四 その他の規約及び各細則に規定された権利
- 五 その他本規約及び各細則に規定された義務

第五条 (会員の義務) 本会の会員は左の義務を負う。

- 一 本規約及び各細則を遵守する義務
- 二 本会が本規約及び各細則により正当に運営されることを監視する義務
- 三 本会の各機関(書記局をのぞく)の決定を遵守し、その遂行に努力する義務
- 四 本会の会費を納入する義務

第六条 (事業) 本会は第二条の目的を達成するために種々の事業を行なう。

第七条 (常設機関) 本会は左の常設機関を置く。

- 一、一代議員会
- 二、執行委員会
- 三、中央執行委員会
- 四、会計監査委員会

第八条 (常任役員) 本会に左の常任役員を置く。

- 一、代議員会議長、同副議長、代議員
- 二、執行委員長
- 三、中央執行委員長、同副委員長、書記長、同委員
- 四、会計監査員

## 第二章 全学学生大会及び 全学学生投票

第九条 (最高意志の決定) 全学学生大会及び全学学生投票は全学学生最高意志を決定する。

第十条 (全学学生大会) 一、全学学生大会は全会員の四分の一以上の出席を得て成立する。

二、全学学生大会の意志は出席会員の過半数の賛成を以て決定する。

第十一条 (全学学生大会の開催) 全学学生大会は左の場合に中央執行委員長が召集する。

一 代議員会の決定と過半数の学部、分校自治会の意志とが相違したとき。

二 全会員の十分の一以上の連名により要求があったとき。

三 その他代議員会が必要と認めるとき。

第十二条 (全学学生投票) 一、全学学生投票は全会員の二分の一以上の有効投票を得て成立する。

二、全学学生投票の意志は有効票の過半数を以て決定する。

第十三条 (全学学生投票の実施) 全学学生投票の左の場合に中央執行委員長が実施する。

一 第十一条にもとづく全学学生大会が成立しなかつたとき。

二 第十一条にもとづく全学学生大会の開催が困難であると代議員会が判断したとき。

但し第十一条第二号の場合はこの限りではない。

第十四条 (公聴会) 全学学生投票を行なうときは前もって公聴会を開かねばならない。

第十五条 (全学学生大会および全学投票の決議事項) 全学学生大会及び全学学生投票は左の事項につき決定する。

一 第十一条及び第十三条各号の場合に提出された事項

出された事項

二 代議員会の信任又は不信任

三 代議員会の決議を否認し又は無効にすること

四 本規約の改正

第十六条 (細則) 全学学生大会及び全学学生投票に関する細則は別に定める。

## 第三章 代議員会及び代議員

### 第一節 代議員会

第十七条 (職務) 代議員会は本会常設の最高決議機関である。

第十八条 (構成) 代議員会は第三十三条にもとづいて選出された全会員を代表する代議員により構成される。

第十九条 (招集) 一、代議員会は毎期二回以上議長が招集する。

二、左の場合には議長は臨時に代議員を招集しなければならない。

一 中央執行委員会の要求があったとき。

第二十六条 (会議の公開) 代議員会の議事はこれを公開する。

第二十七条 (議決事項) 左の各号は代議員会の議決を経ることを要する。

一 本会運営に関する基本方針

二 予算及び決算 三細則の制定又は改廃

四 第十九条第二項の各号の場合に提出された事項

五 執行委員会又は中央執行委員会の不信任

六 その他中央執行委員会又は執行委員会が、代議員会の議決を必要と認めた事項

第二十八条 (解散) 代議員会は左の場合に解散しなければならない。

一 任期が満了したとき。

二 代議員会が自ら解散を決議したとき。

但し、この決議には総代議員の三分の二以上の賛成がなければならない。

三 全学学生大会又は全学学生投票によって不信任されたとき。

二 執行委員会の要求があったとき。

三 総代議員の四分の一以上の連名による要求があったとき。

四 全会員の十分の一以上の連名による要求があったとき。

五 その他議長が必要と認めるとき。

三、前項一、二、三、四号の場合には要求のあった日から七日以内に招集しなければならない。

第二十條 (議長) 一、代議員会議長は代議員会において代議員の互選により選出される。その任期は代議員の任期に準ずる。

二、議長は代議員会を代表し中央執行委員会及び執行委員会との緊密な連絡のもとに代議員会を運営する。

第二十一條 (副議長) 一、代議員会副議長は代議員会において代議員の互選により一名選出される。その任期は代議員の任期に準ずる。

二、副議長は議長を補佐し議長に事故ある時

第二十九条 (解散後の代議員会) 代議員会は解散後新代議員会が成立するまで引きつづきその職務を行なう。

第三十条 (選挙代議員会) 代議員会が解散したときは解散の日から原則として三十日以内に代議員の選挙を行ない、確定後十日以内に新代議員会が招集されなければならない。

第三十一条 (代議員会細則) 代議員会の運営についての細則は別に定める。

第三十二条 (特別委員会) 代議員会は必要と認めるとき、特別委員会を設置することができる。特別委員会についての細則は別に定める。

## 第二節 代議員

第三十三条 (選出基準・満期) 一、代議員は左の基準で選出される。

一 全学から会員三十名につき一名の割合で

二 各分校および各学部の自治委員会から

会務を執行する。

第三十八条 (専門部) 一、報行委員会は、会務運営のために左の専門部をもうける。

一 調査報道部 二 会計部 三 文化部  
四 運動部 五 厚生部 六 組織部

二、各専門部の運営は各執行委員が分担してこれにあたる。

第三十九条 (執行委員の選出・職務) 一、執行委員の定員は二十名とし、代議員会において代議員の中から互選により一括選出される。各専門部の定員は執行委員会が定め各執行委員は互選により分担してこの職務を行なう。

二、各専門部は、執行委員会で議決した基本方針にもとづいて合議により当該専門部の部内を司どる。

第四十条 (招集) 執行委員会は左の場合に中央執行委員長が招集する。

一 中央執行委員長が必要と認めるとき。  
二 中央執行委員会が必要と認めるとき。

会員百名につき一名の割合で但し会員が二百名までの自治会は一律に二名とする但し端数について細則に定める。

二、代議員の任期は六ヵ月とし毎年六月及び十二月に改選する。但し第二十八条一、三号による代議員会の解散後に選出された代議員、及び補欠選挙により選出された代議員の任期は前任代議員の残りの期間とする。

第三十四条 (罷免) 一、一全学区選出の代議員が全会員の六分の一以上から解任を要求された場合全会員の信任投票に問い、全会員の三分の一以上の賛成があれば罷免される。

二 学部、分校自治委員会選出の代議員は次の場合罷免される

a 当該自治会会員の六分の一以上から解任を要求された場合は当該自治会会員の信任投票に問い、当該自治会会員の四分の一以上の賛成があった場合

b 当該自治会自治委員の過半数の解任要

三 執行委員の四分の一以上の連名による要求があったとき。

四 二つ以上の専門部の要求があったとき。

第四十一条 (定足数・表決) 執行委員はその総委員の三分の二以上の出席を得て開かれ、出席委員の過半数の賛成を以て議事を決する。

第二節 中央執行委員会及び中央執行委員

第四十二条 (職務) 中央執行委員会を統轄し、会務執行の円滑化を図る。

第四十三条 (構成) 中央執行委員会は中央執行委員長一名、副中央執行委員長一名、書記長一名、中央執行委員四名、計七名で構成する。

第四十四条 (中央執行委員の選出・職務) 一、中央執行委員は各専門部に所属する執行委員の中から各一名互選により選出される。但し、調査報道部、組織部においては

求があった場合

二、中央執行委員長、副中央執行委員長、中央執行委員について、前項に基づき解任を行なう場合は代議員会の同意を得なければならぬ。但し、この代議員会は解任を要求された当該代議員を含まない。

第三十五条 (補欠選挙) 代議員会に左の欠員を生じた場合は二十日以内に補欠選挙を行なう。但し、休暇前後はこの限りではない。

一 代議員会の三分の一以上  
二 各選挙区の定員の二分の一以上

第三十六条 (選挙細則) 代議員の選挙に関する細則は別に定める。

## 第四章 執行委員会、中央執行委員会及び事務局

### 第一節 執行委員会及び執行委員

第三十七条 (任務) 執行委員会は代議員会で議決された基本方針にもとづいて本会の

この限りではない。

二、中央執行委員は所属専門部を統轄し、中央執行委員長、副中央執行委員長、書記長と共に中央執行委員会を構成して中央執行委員会が第四十二条に定められた職務を遂行できるよう努力する。

第四十五条 (招集) 中央執行委員会は中央執行委員長が必要に応じて招集する。

第四十六条 (定足数・表決) 中央執行委員会は、その総委員の三分の二以上の出席を得て開かれ、出席委員の過半数の賛成を以て議事する。

第四十七条 (中央執行委員の代行) 中央執行委員に事故あるときは当該所属専門部執行委員が中央執行委員会の委任を得てその職務を代行することができる。

第四十八条 (更迭) 中央執行委員長は中央執行委員が疾病その他の理由によりその任に適しないと認めるときには所属専門部の承認を得てこれを更迭することができる。



第三節 中央執行委員長及び  
副中央執行委員長

第四十九條（中央執行委員長の選出・職務）

- 一、中央執行委員長は代議員会において代議員の互選により選出される。その任期は代議員の任期に準ずる。
  - 二、中央執行委員長は本会を代表する。
  - 三、中央執行委員長は執行委員会、中央執行委員会を統轄する。
- 第五十條（副中央執行委員長の選出・職務）
- 一、副中央執行委員長は、執行委員の互選により選出される。
  - 二、副中央執行委員長は組織部中央執行委員をかねるとともに中央執行委員長を補佐し中央執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第五十一條（更迭） 代議員会は中央執行委員長、中央執行委員または執行委員が疾病その他の理由で不適合と認められた場合これを更迭することができる。

第四節 書記局

第五十二條（職務） 書記局は執行委員及び

中央執行委員会の指示にもとづき、調査報道活動その他会務執行上の事務を助ける。

- 第五十三條（書記局員の任命・任期）
- 一、書記局員は執行委員会の指名にもとづき、代議員会が任命する。
  - 二、書記局員の任期と定員は代議員会の定めるところによる。

第五十四條（書記長の選出・職務） 書記長は執行委員の互選により選出され、書記局を統轄すると共に、併せて調査報道部中央執行委員をかねる。

第五章 同会と各自治会

との関係

第五十五條 一、同学会は、各学部、分校自治会の独自性を遵守しつつ、全学的な問題については全学的視野にたち、各自治会が一致協力してその解決にあたる。

二、代議員会の決議と各自治会の最高決議機関の決議と異なる場合、代議員会の決議はその自治会を拘束しない。

第六章 同学会と大学補

導機関との関係

第六十一條（部の連合） 同一目的を有する

第五十六條 中央執行委員会は、常時、大学補導機関と、その双方もしくは一方が必要と認めた事項につき連絡協議する。

第七章（サークル）

第五十七條（部） 本会が所属を認めた学内団体はすべて本会の部として取り扱われる。部は原則として文化、運動、厚生部のいずれかに属さねばならない。そのいずれにも属することのできない部は組織部が直轄する。

第五十八條（部の自治） 加入団体の組織運営は、各団体の自治に委せる。

第五十九條（部の認定） 部を設定するときには、設立者はその目的、規約、役員、部員氏名を組織部に申し出て代議員会の承認を得なければならぬ。その部の所属すべき専門部は中央執行委員会が決定する。

第六十條（経費） 部のうちの経費の補助を本会に仰ぐものは予定経費要求書を前年度十一月十五日までに所属専門部に提出しなければならぬ。

いくつかの部はその目的達成のため連合体をつくることのできる。

第八章 会計

第六十二條（経費） 本会の経費は、会費、寄附金、補助金、その他をもつてこれにあつてゐる。

第六十三條（会費） 会員は第五条で定めるところにより会費を納入しなければならない。その額は会計細則において定める。但し、特別の事情があるものには、会計部で協議の上、代議員会の承認を得て会費の分割納入又は免除を認めることがある。

第六十四條（納入期日） 会費四年分は、原則として入学と同時に納入されるものとす。医学部医学科学生、各学部編入学生、生、ならびに留年者の会費に関しては、会計細則において、別に定める。

第六十五條（会計年度） 会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第六十六條（予算） 毎年度の本会経費に關しては、会計部が予算案を作成し、前年度

一月の代議員会に提出しなければならぬ。

第六十七條（剰余金） 剰余金は次年度の会計に繰り入れなければならない。

第六十八條（経理事務） 本会会計の経理に關する一切の事務は会計部が行なう。

第六十九條（支出の決議） 支出に關する決議は、中央執行委員会が責任を負う。

第七十條（監査） 一、本会の会計を監査するために監査委員会をおく。監査委員会の定数は七名とし、代議員会がこれを任命し、うち二名は代議員とする。但し中央執行委員、執行委員、書記局員は監査委員になることができない。

二、本会の諸機関はその経理について監査委員会の監査に應じなければならない。

第七十一條（決算） 一、毎年度の決算は、会計部が決算書を作成し、監査委員会の監査を経て、次年度五月末日までに代議員会の承認をうけなければならない。

二、決算は前項の手続きを得て公示されなければならない。

七十二條（会計細則） 本会会計に關する細則は別に定める。

第九章 改正

第七十三條 本会規約の改正は、第十五条四の定めるところにより全学学生大会または全学学生投票によつて行なう。

附 則

第七十四條 自治会が未だ結成されていない学部では、代議員は、自治会が充足するまでの暫定的な措置として、第三十三條第一項第二号に準じて、直接選挙により選出されるものとする。

第七十五條 大学院学生が加盟を求めた場合には、代議員会において討議決定する。

第七十六條 昭和三十三年以前に入学した学生は、第六十四條の規定にかかわらず、各学年始めに一年分ずつ納入するものとする。

第七十七條 本規約は昭和三十四年六月一日より施行する。

# 京都大学教養部学生自治会規約

## 第一章 総 則

第一条 本会は、京都大学教養部学生自治会と称する。

第二条 本会は、学生の自治と総意により、学問の自由、学園の自治と民主主義を守りつつ、学生の文化活動の育成と社会的経済的諸条件の改善を通じて学生生活全般の発展向上を図り、あわせて恒久平和と人類の幸福に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、京都大学教養部全学生をもって会員とする。

第四条 本会は次の機関を置く。代議員大会、自治委員会、常任委員会。

第五条 各機関会議は各々その構成員の過半数の出席がなければ議事を開き議決を行なうことはできない。

第六条 各会議の議事はその規約に特別の定めがある場合を除いては出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

第七条 各会議において会員は出席し参考意見を述べることが出来る。

第八条 各会議の議員の任期はすべて半年とし、前任の議員は後任の議員が選出されるまでは、その任を代行する。改選期は原則として六月、十二月である。

第九条 一回生に限り四月から六月までは仮

議員が任務を行なう。

第十条 各クラスはそれぞれ二名の自治委員と、会員五名に一名の割(端数切上げ)で代議員を選出しなければならない。

但し自治委員は代議員を兼任しなければならない。

第十一条 クラスはそれが選出した自治委員、代議員を不信任することが出来る。この場合七日以内に改選を行わなければならない。

## 第二章 代議員会、全学投票による審査

である。

第十三条 代議員大会は第十条によって選出された代議員をもって組織する。

但し代議員の委任状をもった同じクラスの代理人をもって代行することができる。

第十四条 代議員大会の議長はその都度選出する。

第十五条 代議員大会は次の場合に自治委員長が招集する。

- 一、定期一期一回
- 二、自治委員会が大会開催を決議した場合
- 三、全会員の十分の一以上の要求があった

場合

第十六条 常任委員会は大会の日時会場並びに議題を、原則として大会開催の三日前までに公示し、かつ大会終了後その決定を直ちに公示しなければならない。

第十七条 次の場合は直ちに全学投票を行なう。代議員大会の決議又は議題を審査する。

- 一、代議員大会が全学投票を決議した場合
- 二、代議員大会後翌日より三日以内に全会員の六分の二以上の要求があった場合、代議員大会の決議は投票結果の判明するまで一時この効力を停止する。
- 第十八条 全学投票は代議員大会の決議に優先する。
- 第十九条 全学投票は常任委員会が管理する。
- 第二十条 投票は有効投票が全学生会員の過半数である場合に成立し有効投票数の過半数により決する。

## 第三章 自治委員会

第二十一条 自治委員会には第十条によって選出された自治委員をもって組織する。自治委員会は本会の議決機関である。

第二十二条 自治委員会は議長及び常任委員を互選する。

但しその数は自治委員会で決定する。

第二十三条 自治委員会は次の場合に自治委員長が招集する。

- 一、定期月一回
- 二、常任委員会が自治委員会開催を決した場合
- 三、自治委員の五分の二以上の要求があった場合
- 四、自治委員長が必要と認めた場合

第二十四条 自治委員会は出席議員の三分の二以上の賛成で常任委員個人を改選することができる。

第二十五条 次の場合自治委員会は解散しなければならない。

- 一、自治委員会みずから決議した場合
- 二、代議員大会が決議した場合

この場合改選を十日以内に行ない、解散より十五日以内に新しい自治委員会を招集しなければならない。選挙管理は旧常任委員会が行なう。

第二十六条 自治委員会の開催と経過決定の

公示については第十六条を準用する。

## 第四章 常任委員会

第二十七条 常任委員会は本会の執行機関である。

第二十八条 常任委員会は第二十二条によつて選出された常任委員に正副自治委員長を加えて構成する。

第二十九条 常任委員会の議長は自治委員長が行なう。

第三十条 常任委員会は次の場合自治委員長が招集する。

- 一、定例十日に一回
- 二、常任委員の五分の二以上の要求があつた場合
- 三、自治委員の五分の一以上の要求があつた場合
- 四、自治委員長が必要と認めた場合

第三十一条 常任委員会はその下に次の専門部を設ける。

- 一、書記局（情報・宣伝・調査活動全般）
- 二、会計部（会計全般）
- 三、文化部（文化活動全般）
- 四、厚生部（学生の福利厚生生活全般）
- 五、その他

各専門部については、原則としてその長は常任委員会の互選により構成員は常任委員会が会員より指名し自治委員会の承認をもつて決定する。

第三十二条 常任委員会の開催と経過決定に関する公示については第十六条を準用する。

## 第五章 正副自治委員長

第三十三条 正副自治委員長は本会の代表者であり、本会の諸決定執行の最高責任者である。代議員大会、自治委員会、常任委員会の議員である。

第三十四条 正副自治委員長は全学投票により全会員の中から選出する。（正副自治委員

員長選挙細則を参照）

## 第六章 会 計

第三十五条 会員は、会費を納める義務を負う。会費は一年分百円とし、原則として入学時に二年分一括二百円納めなければならない。

第三十六条 会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第三十七条 本会の経費に関しては、常任委員会が予算案を作成し前年度一月の自治委員会に提出しその承認を受けなければならない。決算は、常任委員会が決算書を作成し会計審査委員会の審査を経て次年度五月末日までに代議員大会の承認を受けなければならない。会計審査委員会の要求があつた場合常任委員会は決算書を再作成しなければならない。会計審査委員に関しては、常任委員を兼ねない自治委員三名があたるもの

とし、自治委員会で互選する。

第三十八条 剰余金は次年度の会計に繰り入れなければならない。

第三十九条 本規則の改正は代議員大会で過半数の賛成をもつて行なう。

第四十条 本規約は全学生総数の過半数の賛成を経たときより効力を発する。

## 正副自治委員長選挙細則

第一条 正副自治委員長各一名は全学投票によつて全会員の中から選出する。

第二条 正副自治委員長の選挙は単記無記名に別個行なう。

第三条 この細則による選挙は常任委員会が管理する。

第四条 選挙の期日は原則としてその七日前までに告示しなければならない。

第五条 正副自治委員長に立候補するものは選挙の前日までに選挙管理人に届出なければならぬ。

ばならない。選挙管理人は立候補者を全会員に公示し、立候補者の所信をできるだけ全会員に発表しなければならない。

第六条 立候補者は立会人を一人選んで開票に立会わせることができる。

第七条 選挙は全会員の過半数の有効投票によつて成立する。

第八条 立候補者が一名の場合には有効投票数の過半数の信任によつて信任されるものとする。

第九条 自治委員長あるいは副委員長について全会員の六分の一以上の要求があつた場合ただちに信任を全会員の投票によつて問わなければならない。投票は有効投票数が全会員の過半数によつて決定する。不信任とするものが有効投票の過半数に達した場合は再選挙を行なう。

第十条 正副委員長両人がその任期中にその任に耐えられない場合には補欠選挙を行なう。この場合、新任者の任期は前任者の残りの期間とする。

## 補 則

第十一条 本規則の改正は代議員大会で過半数の賛成をもつて行なう。

第十二条 本細則は全学生総数の過半数の賛成を経たときより効力を発する。

— 同学会費とは —

同学会費納入についての事務的な問題に関しては「納入説明」の項で述べてありますが、ここでは同学会費納入の意義について若干の説明をしたいと思ひます。

新入生諸君も良く知っているように、京大には数多くの研究会・サークルなどがあって自主的・創造的な活動を積極的にこなしています。また学生の自治会活動も活発に行なわれ、様々な分野でその活動を繰り広げています。このとき当然そのような学生の活動にたいして、いろいろな側面からの保障が必要となってくる訳ですが、様々な困難な状況があることは否定できません。

私学同学会は厚生部一会計部を中心として大学当局にたいする物品獲得の力いなどを行なっていますが、まだまだ不十分なうえに、最近の急激な物價上昇の影響による紙代等の大幅な上昇によって活動の基本的な条件までも増々制約を受けざるを得なくなっている状況です。

活動の保障とは、サークルBOXの整備や、パンフレット作成における紙代、印刷代等の財政的保障が重要なものとなるでしょう。この面から同学会費が重要な意味をもってくる訳です。

新入生を迎えるにあたって、ただ単に全員加盟制の自治会会員であるからというだけでなく、長い歴史ある学生の自主的な創造的な活動を更に発展・強化させていくという意味からも同学会費を必ず納入して下さい。

最後に新入生諸君も積極的に創造的な活動を行なっていかれんことを要望しておきたいと思ひます。

全学自治会同学会  
会計部

学生自治会費納入説明

教養部自治会は教養部全学生を構成員とし、全学自治会である同学会は教養部を含む10学部2学校を包括し京大全学生を構成員とします。従つて、新入生のみならず入学生と同時に両自治会員となります。次に規約の一部を示します。

教養部自治会規約第35条、会員は会費費を納める義務を負う。会員は一年分百円とし原則として入学時に二年分一括二百円納めなければならない。

同学会規約第63条抜萃、会員は第5条で定めるところにより会費を納入しなければならない。その額は会計細則において定める。

同学会規約第64条抜萃、会費四年分は原則として入学と同時に納入されるものとする。

会計細則は入会金八百円、会費一年分五百円、及び教養部自治会費二百円を規定しています。

以上のように、入学時にみなさんが納入しなければならない額は三千円です。但し、医学部は四千円原則として折込の振替口座で三月三十一日迄に送付して下さい。会員証は振替用紙の控えと引き換えに、身体検査時、入学金納入時に交付所において渡します。又どうしても郵送できなかった人の為に、前記の期間支払所を開設しますから、その時必ず払い込んで下さい。

詳細は、左記のとこに問い合せて下さい。

連絡先 同学会本部室(七五)(二)一 内線二五七〇

或いは 京都大学学生部学生課教養部

もしくは 各学部自治会

代表 文学部学友会(七五)(二)一 内線二七三二

同学会会計部

編集後記

▼ 本年で再建同学会も五年目を迎へ、「樹々のみどり」もこれ四冊目となった。特集の「再建同学会概史」は、今後の自治会運動の方向を指示することを目的としたものである。意見、感想などが多数編集委によせられることを期待している。(P)

▼ 文中、日本共産党、韓国等の表記もあるが、このことは筆者諸君が日本共産党、韓国等の正当性を認めたことは意味していない。(P)

▼ 今学費闘争の過程でも、各地の大学から、共産党の告訴発表に関する報告があった。かの毒舌家スウィフトは奴隷訓の中で「告口をするやからに對しては、自らの(ここでは召使達)共同利害を忘れずに一致団結してあたること、かと言ってお互いに喧嘩をするなど言っているのではない。それは御随意に、ただ旦那様、奥様という共通の敵に對しては、必ずみんなであたらなければならぬ」と言っているのだ。この事をわきまませぬ告口するやからは、あらゆる機会に袋たたきにする事」と言っている。スウィフト先生、さすがに先見の明がある。(L)

▼ ベトナム・カンボジア解放そしてアフリカ南部の動乱と、世界革命の火は絶えない。そろそろ「シラケ切ったこの情況」「つかれ切ったこの身体」から脱け出しつつある一九七六年、新入生のみならず、同学会の飛躍と発展をかちとられ、来年の「樹々のみどり」がより充実したものとなる事を期待している。(P)

1976年3月発行

樹々のみどり

1976年度版

発行 京都大学同学会中央執行委員会

京都市左京区吉田本町

電話(751)2111 内線2570

編集 樹々のみどり編集委員会

## 「同志はたおれぬ」

階級闘争の中で傷つきたおれた幾多の同志にささぐ

1. 正義に燃ゆる闘いに  
雄々しき君はたおれぬ  
血に汚れたる敵の手に  
君は闘いたおれぬ  
プロレタリアの旗のため  
プロレタリアの旗のため  
踏みにじられし民衆に  
生命を君はささげぬ
2. 冷たき石の牢獄に  
生ける日君は捕われぬ  
恐れず君は白刃の  
嵐をつきて進みぬ  
プロレタリアの旗のため  
プロレタリアの旗のため  
重き鎖をひびかせて  
同志は今や去りゆきぬ
3. 真黒き夜のやみは明け  
勝利のあした今や来ぬ  
たおれし君の屍を  
我等は踏みて進みなん  
時は来ぬ いざ復讐へ  
時は来ぬ いざ復讐へ  
我が旗赤く空に燃え  
勝利のあした今や来ぬ





